

部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○宮澤國務大臣 たいだいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行は、開発途上国に対する開発援助を促進する上で中心的役割を果たしている機関であります。

先般、世界銀行において、我が国を含む一部の加盟国の出資額を増額する総務会決議が成立し、我が国の出資シェアは五・一九%から六・六九%に引き上げられることとなりました。政府は、開発途上国の社会経済開発における世界銀行の役割の重要性にかんがみ、同行の活動を積極的に支援するため、この決議に従い、追加出資を行うこととしております。

本法律案の内容は、政府が同行に対し、十一億七千九百六十万協定ドルの範囲内において追加出資を行うことができるよう、所要の措置を講ずるものであります。

次に、昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、国家公務員等共済組合法の年金につきまして、別途提出しております児童扶養手当法等の一部を改正する法律案による厚生年金及び国民年金の改定措置に準じ、その額を改定するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

げます。

この法律案におきましては、退職共済年金等の国家公務員等共済組合法の年金について、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準として、その額を引き上げることとしております。

この年金の額の改定は、昭和六十三年四月分の給付から実施することとしております。

その他所要の措置を講ずることとしております。

以上が、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○越智委員長 これにて越智の説明は終わりました。

○越智委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案審査のため、本日、参考人として日本国有鉄道清算事業団共済事務局長長野伸士君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○越智委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○越智委員長 これより両案について質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 大臣、最初からありますが、国際通貨基金の増資ということは、今日の日本の経済からしてみても、ある意味においてはそれなりの協力をする必要のあることである。しかし、これはアメリカ側がこういう状況になりますという言われ方してくるわけですが、こういうものをたくさん出すことは我々も了解していくにしても、そのかわりやはい一方の軍事費の方の負担を増大させていくということがある程度自制していく、そういうものがなないと、両方とも負担増になっていくという形が生まれてくるわけですから、大臣もそれぞれ世界の会議に出ますから、金は出します、しかし武器の調達とか武器の増強ということについてはひとつ遠慮をしてもいい、それは我が国の憲法の示すところなんだ、こういうふうな理解を求めていくという姿勢は必要だと思うのです。

今年度も、参考ですが、いつも言うようですが、七四式戦車五十二両、これはどこで使うのかなんて思うぐらいいんです。この前も一回言っているのですが、大臣は、本当にこれは知っているかどうかと言っては悪いですが、戦車はどこでどんなときに使うと思っておられますか。大臣、どういふときにこの戦車というのを使うのだと思っておりますか。防衛庁に聞いたついでにどういふのですから。

○宮澤國務大臣 基本的に我が国の防衛の考え方は、基盤的防衛力の整備、専守防衛でございますから、したがって、ただいま戦車のお話でございますが、我が国がそのような備えを持っているというところによって、仮に我が国を敵視する国が容易に我が国の国土を侵襲するということができないことである、非常な抵抗を覚悟しなければならぬというところを示す意味におきましてこれらの装備を必要としている、また実際、いざとなったらそれはそういう抵抗をしなければならぬというところでなければ抑止力にならないわけでございますから、そのための訓練もしている。

そういうものとして理解をいたしております。

○沢田委員 これだけでも大きな議論があるので、特に私が戦車を挙げましたのは、例えば高射砲であるとか対戦車ヘリとか、いわゆる防衛的な立場のもので、専守防衛ですから、本土の中で使うものではない。そういう意味において、戦車はどこへ上がるのか。国内で動くのか。どこで動いて使うということなんだろう。今の大臣の答弁では、国内で動くということ想定しているというところですか。首を縦に振っておられますから、返事は、国内で動く。そういうことは沖繩で十分経験していることであるから、もう当然そのことは使わないで済ませるといふことじゃないでしょうか。そこに残っている女性や子供や家庭や年寄りはどうなってしまうのでしょうか。だから、本土で動くということ考えること自身が少し過剰なんじゃないか、こう思うのですが、いかがですか。これは大臣の見解だけでいいです。お互い素人の議論ですから。

○宮澤國務大臣 我が国の戦車が海外に出かけるということとは考えられないこととでございますから、国内において使われるということと想定しての装備及び訓練であると存じます。その意味合いは、我が国を敵視する国が仮にございまして上陸を企てるようなことがありましたときには、それなりの抵抗を覚悟しなければならぬという意味での抑止力として働くというふうな考えておるわけでございます。

○沢田委員 これはやりとりはやめますが、対戦車砲とかミサイル砲とか、そういうものをやはり海岸なら海岸に置いて、落下傘で来る場合もありますが、そういう場合でもそれは方法があると思ふので、国内で戦車をがらから、あれはおもちゃじゃないのですから、動かすということを考えるというところ自身が異常だと私は思います。この狭い東京の中で例えばあれががらから動く状況を考えてみていただきたい。これは異常ですよ。ですから、それはどんな場合でもそんなことは考えられないと思ふべきだと思います。これは私の意見で

すからいいです。

年金の問題の質問の通告は大変多いのでござい
ます。要すれば、年金が今日の日本の非常に大きな課
題になっているという認識で挙げたのです。しか
し、これは時間的には全部でできないだろうと思っ
ています。だから、これはそれぞれ検討してい
ただく課題を通告したというふうにひとつ頭頭に置
いていただきたいと思います。

まず最初に、これは税金の方の關係がございま
すから、公的年金と称するものの解釈を明らかに
していただきたい。

○松本説明員 お答え申し上げます。

公的年金と俗に申しますけれども、私も政府
として今公的年金制度の一元化というものを一つ
の政策課題といたしましていろいろな検討を進め
ているわけでございしますが、この場合の公的年金
制度と申しますのは、国民年金制度、それから厚
生年金保険制度、国家公務員等共済組合制度、地
方公務員等共済組合制度、私立学校教職員共済組
合制度、農林漁業団体職員共済組合制度、この六
つの年金制度を念頭に置いていただきたいと思います。

○沢田委員 大蔵省はそれでいいですか。今言わ
れたものを公的年金という解釈でよろしいです
か。

○篠沢政府委員 公的年金と言われるものの非常
に厳密な定義というものはないのでござい
ます。ごく通常使われておりますものから、その場
合には、私も例えば公的年金一元化というよう
なことでもよく言っておりますが、今お答えのあり
ましたような六種の年金を普通公的年金と考えて
おります。

○沢田委員 税制の上で公的年金のいわゆる減額
調整あるいは併給調整の対象になる年金は、これ
と同じであると解してよろしいですか。

○篠沢政府委員 税の關係で定義につきましては
ちょっと正確を期したいのでありますが、いず
れにいたしましても、併給調整を行うときには法
律上対象となる年金をそれぞれ明定しております

ものですから、公的年金という言葉であるかどう
かということ、その公的年金という言葉の解釈で
併給調整が影響されるというようなことは特にな
いのではないかと、それぞれ対象となる年金を明定
しているということに済んでいるのではないかと、
こんなふうに思っております。

○沢田委員 現在国家公務員でも二百八十万で年
金が減額されますね。五百八十万では二分の一に
減ってきますね。そうすると、その五百八十万の
他の所得には、他の年金も当然含まれてくるとい
うことになるわけですね。その場合に、公的年金
との対比の問題で、これで時間をとりたくはな
かったのですが、そういう解釈で規定づけて、こ
れはそれで確認する方が私の方はいいいのですが、
それでよろしいのですか。

○篠沢政府委員 その件の場合には、給与所得で
仕切っております、年金を含めておりません。

○沢田委員 では、恩給はその他の収入で、給与
所得控除でいくということですか。それから例え
ば交通遺児年金というようなものもそうなりま
すか。それから地方議員の年金とか国会議員の年
金とかもその他の勤労所得控除を適用するという解
釈ですか。あるいは首長の年金もそういうこと
になるわけですか。あるいは労災年金もそういうこ
とになるわけですか。

○鳥山説明員 恩給についてお答えいたします。

恩給の場合には、恩給年額が百七十万円以上で
あって恩給外の所得年額が七百万円以上の場合に
停止の対象となっております。恩給の場合には
給与所得に限定をいたしております。

○沢田委員 では、後でちょっと打ち合わせして
から、公的年金の税法上の解釈は極めて影響する
ところが大きいから。

それから、今恩給の方でお答えいただきました
が、七百万が限度額で制限が生じる。国家公務員
は五百八十万で制限が生じる。厚生年金は、これ
は六十五歳以下であります。月収が八万円以上
になれば併給の制限が生じてくる。そういうふう
に、それぞれ他の所得によって起り得る制限額

が税法上各種にある。特に、年金においてもこれ
だけ違いがある。これはやはり一元化をしていく
方向に、少なくとも共済と恩給、文官恩給も入っ
ているのですから、文官恩給と一般の共済年金が
金額において差があるということは不合理じゃあ
りませんか。

○鳥山説明員 恩給の立場でお答えいたします。

先生おっしゃいました併給制限という措置が、
今年度の新年金改革で共済年金をおとりになった
他の被用者年金に再加入した場合の年金の制限と
いう意味の制限でございしますれば、恩給の場合に
は同じ措置を講ずるべきではないわけではございま
す。これは一つには、今回の冒頭御質問ございま
した公的年金一元化のスケジュールに恩給が入っ
ておりませんためにこういう措置の対象とはしな
かったわけでございまして、また恩給受給者は非
常に高齢化しておりますために他の被用者年金に
加入するという事態が極めてレアケースでござい
まして、かつ、会社にも勤めておいて相当の所得が
あったといたしまして、御承知のとおり厚生年
金は六十五歳で被保険者資格を喪失いたしますた
めに、ほとんど実益のない制度になってしました
ということから、昨年先ほど申し上げたような制度
をむしろ強化する方向の改正をいたしたわけでご
ざいます。

○沢田委員 これもきょう今すぐ回答を求めると
いうことは避けませんが、追いつめることはやめま
すが、これも差があることはおかしい。大臣、文官
恩給と共済がそう違った所得制限を受けるという
ことは、これは発生がもとと同じなんですから、
大臣も判任官になっていたこともあるんだろうと
思うのですが、私もあるのですが、そのときの分
に今日こうやって差が生じてくるということはお
かしな話なんです。ですから、やはりこれは統一
へ向けてやってもならなければならぬ。

もう一つ続いて聞きますが、これはやはり恩給
と共済なんです。遺族の範囲なんです。あります
自分か死んだときにもらえる遺族の範囲は、恩給
はどこまでもらえるのですか。

○鳥山説明員 恩給の場合に遺族年金のことを扶
助料と申しておりますが、この扶助料の支給対象
は、配偶者、未成年の子、それから父母、それから
成年の子、祖父母。成年の子は、重度障害で生活費
を得る道がないという条件がついております。そ
こまでが年金対象者でございします。

○沢田委員 共済の方ではどうですか。

○篠沢政府委員 恩給に比べてまず配偶者、
子、父母、それから孫、祖父母という順でございま
すので、孫というものが違っておるわけでござい
ます。

○沢田委員 これもやはり統一しなければおかし
な話じゃないのか。恩給の方はこうだけれども、
共済の方は孫までいくんだ、片方は孫にいか
ないんだというのも文官というスタートからいけば
おかしい話だ、そう思いませんか。

今の二つ、所得制限もわかり、それから遺族の
受け取っていく範囲、そういうものの順序も違
うのです。そういう点は調整すべきじゃないかと
思うのですが、これはいかがですか。政治的な話
ですから、大臣に伺います。

○宮澤国務大臣 申しわけありませんが、よく私
にわかりかねております、なお精査をいたして
みます。

○篠沢政府委員 先ほどのお話もそうでございま
したが、ただいまの遺族の問題につきましても、
幾つかの相違点が各制度の沿革的な相違というも
のに基づいていろいろ生じてきたという点が非常
に大きな要素であるように思っております。合わせ
ていく道がうまく出てくるものかどうか、利害関
係もいろいろ錯綜するわけでございします。今
後とも関係省庁間でよく勉強させていただく課題
かと心得ております。

○沢田委員 レクチャーのときもそうでしたけれ
ども、問題がたかきん挙げられていますから、しか
しこの程度は、だれも気がつかないでそのまま推
移するということはおかしい話でありまして、や
はりそろえるということ、それからもう一つは、
今日の核家族化の中において果たしてこれが有効

な範囲かどうかということも改めて考える必要があると思うのです。

この間も生活保護の問題で若干触れましたが、ほかの親兄弟は大変お金持ちである。しかし、ある一人だけが、お嫁になんか行つて、だんなさんに亡くなられたと生活保護の対象になつてくる。そういうような場合に、生活保護は、これは税金ですが、十分支給される。いわゆる民法でいう扶養義務というものはある意味においては無視されてしまつて、それだけが単独で歩いていく。しかし、こういう年金の場合の相続権というものは、あるいは普通の相続でいう範囲内というものから見ると、それは平等の権利を保有していく。これも社会のひずみの一つなんです、大臣。

一方では扶養義務というのが、民法で決まつてある扶養義務があるのですが、それは果たさない。果たさないのか、果たさないのか。それで生活保護は生活保護で独立歩している。しかしこういう年金の遺族の範囲は遺族の範囲で当然その中に対象に入ってくる。あるいはまた相続の場合も当然その対象に入ってくる。そういうことについて、やはり社会のひずみの一つですね。制度はなつていなくても実際は別な方向に動いているということなんです。大臣も、新しい問題なのかもしれない、国全体のことを考えているからこんな細かいことはおれは知つちやいない、というのかもわかりませんが、やはりそれが、こういうものの不正をなくすことが私は政治だと思ふのです。だが悪いとかかかれが悪いとかいうのではなく、そういう不正をどうやってなくしていくかということが我々の積み重ねていく一歩だと思ふのです。ですから、恩給と共済でいくべきではない。その方向に向かつて大臣はやはり頑張つていかなければならぬ立場にある、私はそう思いますが、大臣はいかがですか。

○宮澤國務大臣 大変大事な問題だと何つておるのでございますけれども、非常に専門的な問題でもありますので、正直申しまして、十分私にわか

りかねる点もございます。しかし、おつしやいますようなそういう変化が世の中に生まれておることも確かでありまして、他方でまた一つの制度から既得権を生じておるということも確かでありまして、その辺のことをなおよく検討させていただかなければならないと思ひます。

○沢田委員 では、これはまた来年も同じようにこの法案に幸ひ見参することをできれば、改めてまたそのときにはお答えをいただきたいと思つております。意味は深長でしたが、そういう意味で、恩給は一・二五今回スライドしたんです。それで、共済は昔は賃金スライドであつたのです。ところが六十一年度の年金の統一化のときに物価スライドに足をそろえたわけですね。恩給の方は依然として賃金スライドで、何と共済の年金よりも十二・五倍という、比率にしてみたら大変なものです。去年は若干調整されたのです。

ここでこの前、去年申し上げたときには、恩給の方もやはりバランスをとらなければいかぬかというふうにお答えいただいたわけですね。ところが、今回も、文官も含めてなんですが、同じ人間で、文官で例をとれば、同じ職場にいた人間が、片方は一・一しか上がらなくて、片方は一・二五上がるというの、軍人だなどというところで物を言うとしたおかしきから、同じ文官同士で考えたら、これは極めて不公平等々まるものなんです。大臣の仲間にも文官でもらつていられる人がいるでしょう。文官でもらつていられる人は一・二五なんです。このごろやめた人は一・一しか上がらないのです。それは少なくとも平等ではないでしょう。同じ大蔵省の仲間、昔やめた人は、文官恩給をもらつてやめた人は一・二五今度上がるのだよ、ところが、六十年でも五十八年でもやめた人は一・一しか上がらないのだよ、こういう不合理を直そうとする気がないというのはどう考えてもおかしいです。言うならば、赤を黒と言つて言い逃れしようというのと同じなんです。

例えば隣に住んでいたとしたら、うちの父ちゃん一・二五上がったけれども、うちのおじいちゃん

んは一・一なんだ、こういうことになる。宿舎にはいないでしようから、出てしまつていながら並べのにもあれだけれども、同じに住宅なんか買つた場合はそういうことはあり得るわけですね。そういうことについて、大臣、どう思ひますか。国というのはおかしなところだ、うちの父ちゃん大蔵省で一生懸命頑張つてきたけれども一・一しか上がらない、隣の人はふらふらやつていたけれども一・二五上がる、これはどういうわけかな。家族にどう説得したらいいでしょう。大臣、ひとつ説得してみてくれませんか。

○篠沢政府委員 公的年金制度間のバランスに関連しました恩給制度の見直しということでは、御承知のとおりではございますが、政府として鋭意検討してまいつたつもりでございます。

御承知のとおり、恩給は、六十二年度予算の段階から、公務員給与そのまゝのスライドではなく、総合勘案した方式ということで、また、六十三年度はもとの給与基準というものに戻したいという関係者の強いお話しもございましたけれども、私どもといたしましては、これを少なくとも総合勘案ということはしていただければ困るということと、関係者でよく話をしまして、その結果として、御承知のとおり公務員給与でございますと一・四六という数字になるかと思ひますが、これが一・二五というスライド率に抑制をされておるといふことはあるわけでございます。

そういう状態でございまして、いずれにいたしましても、恩給と申しますのは、もう先生つとに御承知のとおり、国家補償的な性格を有するといふ制度でもございまして、どうも公的年金のように相互扶助の精神に基づきまして保険数理の原則で運営されるというものとや性格を基本的には異なる部分があるといふことは御理解賜らなければならぬのではないかと。

それからまた、恩給の場合、だからどうだといふふうには言つていかどうか難しいのでございまして、対象とされる方がすべて既裁定者でございまして、新規参入者がまだ出てこない。

一方、公務員の共済につきましては、これから永遠の将来にわたつて現役公務員との給付、負担バランスを考えた上で制度として維持していかなければならない、その辺のところの調整を御理解を賜りたいと思つてございまして。

○沢田委員 今の話、奥さんが聞いて、何を言つていられるのかさっぱりわからないだらうと思つてですね。うちのおじいちゃんは一・二五上がつて隣のうちは一・一だよという説明になつていないのです。それをわかりやすく言えるということが政治には必要じゃないですか。何だかわけのわからない、調整はするのだとかなんだと言つていられるけれども、結果的に文官恩給で来たと思つていられるけれども、これは回答は要らないです。要らないですが、あなたが責めてもどうにもなりそうもなさそうだけれども、とにかくこういうことで答弁ができない状態、いわゆる世間が納得しない状態というものは正しなればならぬものでしょう。それはいろいろ意見があります。いろいろ意見があるけれども、とにかくそういうバランスの崩れているものを直さなければならぬということだけは必要なことだということをわかつてもらいたいのです。しょうがないのだとか何とか言ひわけを言わなければ説明がつかないということでは、どうにもならないと思ふのです。

これはもうこれ以上詰めてもだめでしょうが、総理府の方も、文官恩給も含んでいられるわけですから、恩給の方も同じように歩調をそろえられる方向で努力をしようといふことはいいかたが、今の差はどうかというふうにもお答えをいただいて、今後の差はどういうふうにもならないといふことも、幾らかずつでも努力していく、そういうことについて御回答いただいて、次に進みたいと思ひます。

○鳥山説明員 経緯は先ほど大蔵省の方からお答えいたしましたとおりでございまして。ただ、この問題につきましてはいろいろ御意見がございまして、私もそれを謙虚に受けとめまして今後とも引き続き勉強を続けてまいりたいと思つてお

ります。

○篠沢政府委員 共済年金を含みます年金につきましては、全体として物価スライドで現行の価値を維持していく、これは大方針としてできましたものですか、これはひとつしかりと守り、かつ維持をして、いい年金制度をつくっていかねければならないと思います。

恩給の方に主として問題が出てくるかと思いますが、先ほど申しましたように、二年間続けまして総合勘案方式ということで懸命の抑制努力、何とかバランスをとる努力というふうな気持ちでやってまいったわけでございますが、今後ともまた努力を続けさせていただきたいと思ひます。

○沢田委員 続いて、短期の問題に、タンキと言つてもこれは気が短くなつたという意味ではないですよ、共済の短期の方で若干伺ひしておきます。

要すれば今のままで不満なんです、今いわれる普通の健保、政府管掌のものもありますが、現在、民間の厚生健保と共済健保とは上限が違ふわけですね、厚生は幾らですか。

○篠沢政府委員 民間の健康保険におきましては、標準報酬の上限は七十一万円でございます。それから、国共済の方におきまして短期の標準報酬の上限は四十七万円ということになっております。

○沢田委員 これもおかしいですか。片方は七十一万円が上限にされていて、片方は四十七万円、これはやはり給料の高いものが乗るといふことになるのでしようが、足して二で割つてもいいが、とにかくバランスをとらなければならぬ課題だということはおわかりいただけますか。

○篠沢政府委員 実は、国共済の制度は、その中に長期給付と短期給付を両方あわせて行つ総合的な保険制度だということをやつてまいつたものでございまして、従来から長期給付と短期給付の掛金の基準というものを同じレベルに設定をしてまいつたわけでございます。このため、六十一年に共済年金の方の制度改革を行いました際にも、

総合保険としての性格から長期給付と短期給付の掛金基準となり標準報酬を統一をしておくことが適當ではないかと考えたわけでございまして、それから事務処理も大変簡便になるといふことも考えたわけでございまして、そこで、長期、短期とも、厚生年金と同様の標準報酬の等級及び金額、四十七万円というところに合わせたというのが経緯でございまして。

特に、国共済の場合、六十一年四月の制度改正で新たにこの標準報酬制度を導入したばかりでございまして、かつ、それが非常に大幅な改正でございまして、しばらくの間制度の複雑化を避けて新制度の定着化を図りたいということを考へておるわけでございまして。

しかし、短期は短期ということで民間と公務員というものを比較いたしました場合に、標準報酬の上限について先生御指摘のようにそこに差があるのはおかしいのではないかとこの点につきましまして、確かにそれは一つの御意見であらうかと思ひます。今後十分研究していかなければならない課題であるという認識は持つております。

○沢田委員 これも一度に上げると驚いてしまふし大変になつてしまふから、やはりある程度の経過年数を踏みながらきちんと線をそろえるといふことの必要性はあるだろう、私はこういうふうに思ひます。

それからもう一つは、今特別健保組合も含めて五千八百ぐらいあるのですが、非常に財政事情が問題になっている。これもやはり掛金率が上昇していつてゐる。この現状についてまず簡単に厚生省の方から、これをどういう状況と認識しているか、お答えいただきたいと思ひます。

○澤村説明員 現在健康保険組合は約千八百ございまして、その平均的な保険料率は八パーミル、約八割程度、そういうものになっております。

○沢田委員 共済の方はいかがでしょうか。

○篠沢政府委員 現在国共済の關係ではその特別健保組合というのを持つておりません。

○沢田委員 いやいや、私が言つてゐるのは財政

事情を聞いたわけですが、これはまた何かの次の機会に答えてください。

続いて、JRの年金は、先般堀先生からお話があったこととありますが、きょうも実は清算事業団も含めてこの問題にどう取り組んでいくかといふことについていろいろ聞きたいと思つたわけでありまして、幾つかの問題で答えをいただきたいと思ひます。

JRのことについて私もいろいろ勉強させてもらひました。今国鉄共済の分は、いい悪いは別として、掛金が八・四九五。大臣、これはちよつと耳を傾けてもらいたいのですが、成熟度が一七・二、二人で一人、一・七で一人、こういうことであるが、八・四九五、将来は掛金は上がつていくといふことにはなつてゐる。一・二・四五ぐらいにまでは、これは大体八十二、三年ぐらゐの年度にはそうなるという計算は一応されてゐるわけでありまして、現在のこの八・四九五というのは極めて高い水準だと思ふのですが、ほかは一・五低いところと比較しますと五・一、どこだとは言ひませんが、五・一といふのが一番低いんですね。五・一と八・四九五といふ、毎月、毎月これだけ違つてくるといふことは、私は掛金率の水準よりも格差の方がより問題だと思ふのです。あるところに住んでゐる人は五・一で掛金が済んでゐる。あるところに行つてゐる人は八・四九五納めなければならぬ。この格差が問題だと思ふのです。

ですから、この点はある程度、最小限度、議員の定数じやありませんけれども、やはり最小限度を超えようがないことであつてはならぬといふふうに思ふのです。これは、議員の定数みたいな二・一九だなんてこんな比率はどうでも適用できると思ひませんけれども、とにかくいづれにしてもそういう性格のものだ。余り格差があつて、とにかく十万円で片方は八千四百九十五円納めるのですよ。十万円で片方は五千四百円です。これだけの差が出てくるわけですね、十万円。平均給与三十万円と仮定すれば、その三倍になるわけですから、これは簡単にわかるわけで、片方は二万五千

円納めるわけですね。これは長期だけです。そういうことになりまして、やはりこのバランスをとるといふことは必要じやないかと思ふのです。

これは、ほかの担当の回答よりも、大臣が、こういう事実はやはり、専門じやないからといつてまた逃げられちゃつたのでは困る。だから厚生大臣来いと言つてゐるのだ、担当大臣なんだから。それを来ないでしらはくれているなんというの、大体これはよくないと思ふのだ。体質的によくない。大臣から注意しておいてくださいよ、これは。○篠沢政府委員 各年金を通じて見ますと、先生御指摘のとおり掛金率に相当差が出てきてゐる。そういうことの中で、各年金がそれぞれの状況を踏まえながら年金制度の維持発展に懸命に努力していると思ふのでございまして、かなり差があるといふことも事実でございまして。

いづれにいたしましても、これから先の年金といふものを考えますときに、先般年金制度の大改革でこの給付面のいわば一元化という形でかなり思い切つた調整が進んだわけでございまして、今後七十年度の年金一元化といふのは主として負担面の一元化という性格を持つたことといふふうに言われておりますので、そういったことの中でこの負担面の開差といふものをどういふふうにと考えたらいかがかといふことを大きな課題の一つとして考へていかざるを得ないと思ひます。

○沢田委員 非常に迫力のない答弁なんです。委員長もそう思われるでしょう。同じ大蔵省におられて、極めてはつきりしないんです。これはこうなんですと自信を持つた回答といふのが返つてこない。じくじくじく、入梅に入つたみたいではどうにもならない。

それで、資金の運用でお答えをいただきます。私学共済とか地方公務員共済等ではいろいろ資料を出してもらひましたが、大体運用されてゐますが、JRほどの程度、どういふふうに貸し付けが行われておりますか。

○長野参考人 運用と申されますと恐らく積立金の運用かと存じますが、現在積立金が年間の給付

金額の半年分以下という非常に低い水準にまで落ち込んだわけですが、その中で、約三千億円の積立金の中で八百億程度を職員の住宅貸し付け等へ回しておられるという形でございまして、最近積立金が減少しております。将来の不安もございまして、職員の福祉のための住宅貸し付け等は極力抑える形で推移しておる次第でございまして。

○沢田委員 これは私学の方は割合財政的にいいわけですが、一応考えてみると、これは比率だけ言っておきますと、一番多いのがやはり住宅貸し付けなんです。金利は五・二六ぐらいでいっているわけですが、これは幾らか下がったから、そのとき以外は一歩貸し付けになっていきますね。

それから年金福祉事業団の関係でございます、やはり住宅資金がほとんどで、六十一年度でいっても一兆一千三百五十五億というのが住宅貸し付けであるわけですね。年金担保も九百五十四億ぐらいあります、あとは福祉施設整備資金、こういう形になっていきますね。

それから地方公務員共済の状況をいいますと、四兆五千億が残っております、これは共済連合会の加入組合でいくと二兆四千二百二十三億、こういうことで、これは住宅貸し付けは千二百万円まで貸してありますが、五・七六で動いていますね。こういう貸し付けも、やはり、ある程度部分的な変化はそれぞれ需要等が違ふのでしようけれども、JRなどは借りられないために住宅金融公庫を利用してという形が多いわけでありまして、こういう形のものをやはり一元化をいいていく方向に考えられないかどうか、この点が一つ課題だと思ふのです。ある組合のものの有利さ、これからはそういうものがだんだんなくなっていく時期に来たんじゃないか。だからやはり均一化していくという方向がとられなければならぬのじゃないか、こういうふうな思ふのです。ですから、今すぐにこうだとは言いません。しかし、そういうものにある程度近づけていくという努力

が必要だと私は思っています。これはもうほかの者に聞いてもしようがないと思いますが、大臣がツルの一声でこういうものは少し調整しろと言えはそれで調整されるわけですから、ひとつ大臣から、資金の貸し付けその他については、経理状況もあるでしようけれども、なるべく一元化をいいていくように相談してみよ、こういうことでお答えいただけますか。

○宮澤國務大臣 その点は、おっしゃることは先ほどからごもっともだと伺っているわけですが、七十年という時期を目標に置いてやっておりますのは、ただ号令をかけたからできるという種類のものではありませぬので、やはり給付の方はほぼそろつてきたとして、先ほどから御指摘のように負担は非常に違つておるといふことは、おののがいふば貧富の差があるといふのは変な言葉でございませうけれども、余裕があるところとないところとあつて、それが今沢田委員のおっしゃるような貸し付けの状況にもあらわれておるといふこととございまして、やはり全体としての一元化という目標に向かって徐々にそういうことを調整していくということであらうかと存じます。

○沢田委員 続いてJRの場合を例にとりますと、今度国鉄再建ということと急激な人員減をやつたわけですね。これは人為的というか、必然的というか、いろいろ解釈はあるだろうと思ひます。しかし、こういうふうに急激に会社が再建されるような場合に起こり得る現象の一つなんです。田高でどうにもならない、せめて人間を三分の一に減らして企業を何とか守つていこうという場合に大変な退職者が出る、あるいは炭鉱の閉山のような場合にやはり退職者を出さなければならぬ、こういうのは異常事態だと思ふのです。ですから、少なくとも国鉄に起こつた、四十六万いたものが二十二万に減らされた、その二十二万がまた逆に言えば年金受給者となつて支出の方に回つていく、こういう状況というのは、やはり突然異変、政治的な異変の一つだといふふうに言えると思ふのですが、その点はいかがでしようか。

○宮澤國務大臣 それはそういうことに例えられろと思ひます。

○沢田委員 そうすると、これは戦後ばかりじゃなく戦前から日本の動脈として働いてきたわけでありまして、いろいろな年金の古さといふものも持っているわけですね。ですから、その都度追加費用等では御配慮はいただけてきたものの、そういう一つの歴史の名のといふ宿命的なものの、こういうものが混在している分については、ある相当部分が負担をしてもいいのではないか。全然見て見ないふりして、それは組合から労使折半なんだよといふことだけでは割り切れないものがあるのではないか。やはりこれは突然異変としての条件といふものを考えなければならぬのではないか。それは政府においてもある程度考えなければならぬのではないか、こういうふうに解釈をいたします。全部とかなんとかといふこの部分は別です。しかし、そういうものの要素を政府として感じてもらわなければならぬのじゃないかと思ひますが、大臣はいかがお考えでしよう。

○宮澤國務大臣 六十五年度以降になりますと、前に申し上げたと思ひますが、収支減で三千億という毎年オーダーのものになってまいることが試算をされておまして、これは容易な問題でないとはいふに考えておりますことは御指摘のとおりであります。

そこで、過般、この問題を検討いたしましたために関係懇談会が設けられておるわけですが、私が、私もその構成員の一員でございまして、なお広く各界の有識者にお集まりをいただいてこの問題を討議していただくことが有用であると考へまして、既に鉄道共済年金問題懇談会をつくりまして、既に御検討願つておりますが、本年秋ごろまでをめどに御意見をとりまとめたいと思ひます。それを踏まえて政府としてはその後の対策を考へてまいりたい。問題が非常に大きくかつ難しゅうございまして、慎重にそういう検討をいたしておるところでございまして、したがひまして、

それがどういふ形をとるかについて今予断を申し上げるようなことは避けたいと思ひますが、いざにいたしまして、昭和六十五年度以降支払いの維持ができるような措置をいたさなければならぬといふことは、既に国会に對しまして申し上げたとおりでございまして。

○沢田委員 どういふ処方をとられるかは別として、いろいろな中身は別として、せめて六十五年度以降も、既裁定年金受給者、すなわち既にもらっている人たちに對し、不安を与えたり、おびえたり、ノイローゼになつたり、自殺をしたりといふような事態は起こさぬように、少なくとも政府として対応はしていく、こういうふうに理解してよろしいですか。

○宮澤國務大臣 そのように考えまして、その具體策をただいま申し上げましたように懇談会にもお願いをし、やがて政府自身の問題としても考えなければならぬと思つております。

○沢田委員 JRの清算事業団は、今土地は売れる売るといふことでとめられてしまつておるわけですね。これは土地の高騰を防ぐといふことで、金は欲しいわ売つてはいかぬわ、フグは食いたしあたりたくはなしといったような状況に今追い詰められてしまつて、三十三兆、とにかく赤字は埋めなくてはならぬといふことになるわけですが、これは待つてくれるといふつもりか。この場合はしようがない、三年たつてどうしても土地対策で売れないとすれば、もう国債でもって将来その土地を有効に生かしていくという形で考えていくといふ以外に道はなからう。それとも三年以内に何としても売るとなれば、これは首都を売らなければどうにも金は出ませんね、東京を売らなくちゃ。東京を売るのは待つてくれ、こつていふわけですね。総裁の公邸まで待つてくれ、こつていふわけですね。そういうことになると金は入らない。入らなければ金利だけが生まれていく。一兆一千億ずつの金利だけがつかられていく。これは三年たつたら大変なことです。

そうすると、どこが最後にしりぬぐいをするの

か。売ってはいけぬ、金は入れると言ったって、そうはいかない。空気を売ったってどうにもならない。それはだめだよ、こう言っている。そうなる、その金利だけでつぶれてしまう。だから、大臣も非常に難しい答弁かも知れませんが、土地は売るな、金は欲しい、ではどうしたらいいんだという事なんです。借金はほとんどふえてくる。これはJ.R.が解決すべきものですか。そうじゃないでしょう。やはりJ.R.は、自分は売って早く政府に借金を返したいという気持ちでいるわけですからね。東京駅は残せ、総裁公邸は売ってはいけぬ、いや、その停車場も待たない、こういうことで羽交い締めになっちゃってどうにも動きがつかない。振ったって金も出ない。出てくるのは線路だけだ、同じ金でも。あとは出てこない。

そういう状況で、ではその分は政府がやはり責任を持つ、面倒を見るということ以外にないんじゃないですか。その土地をどう有効に利用するかは後で考えたらいいだろうと思うのです。多極分散型の法案も通ったときですから、やはりそういうものを有効な一つのものと考えていって、政府がそのかわりに買って返していく、こういう方法はできると思っています。アバウトな話ですけども、大臣、大体どっちの方向に行くつもりなんですか。どうしてもこの三年の間に解決させようというんですか。それとも、しょうがないから少しは延ばしていつて、政府で肩がわりして片をつけていく、こういう考え方、どっちを今お考えになっていますか。

○宮澤國務大臣 まことに御指摘のように頭の痛い問題になってまいっておるわけでございますが、事業団において当初考えられましたような計画、土地を処分していくことは、その後の土地価格に、大都会、殊に東京を中心に生じました問題によりましてある種の制約が加わってまいったということはどうも認めざるを得ないことでございます。そういう中で、しかし、またそういう地方ばかりでもございませぬし、それからまた、こういう状況そのものも時間とともに幾らかずつ

は変化していくということもあるであらうと思えます。事業団でも審議会等々でいろいろ御苦労願っておるのだと思いますが、まだ時間もございませぬから、そういう中でさあどうしていくかという事をやはり事態の推移とともに考えてまいらなければならぬ。今それを先走りまして、三年という期限の中でさあどうするかすると申しますよりは、こういう状況の中で事業団にもベストを尽くしていただくというふうに申し上げるしか、ただいまとしては申し上げようがない頭の痛い問題でございます。

○沢田委員 頭の痛い問題だということはわかるのですが、我々は政治家なものですから、大臣という職を持つていてと答えにくい面があるのはその立場になれば私もわかりますが、しかし、やはり国民に対してある一定の方向を示しながら、売ってはいけぬ、金は入らない、借金はほとんどふえていく、これをどうするんだということに答えなくちゃならぬ。それから、J.R.はJ.R.として年金やその他の大変な問題も抱えている、これにも何か考えなければいけぬ。そしてまた一方は財政再建も抱えておる。こういう状況の中で、何となくはなしに雨ごいみたいな格好で、何とか雲が来て雨が降ってくれるだろう、こういう式の発想で物を言っている国民が理解してくれるかという、それは無理だというふうに私は言わざるを得ないのです。

だから、そうすると、やはりある程度はこういう方法の処方で最悪の場合は考えますよということとを言えませんと、希望がなくなっちゃうのです。どうなんだろう、野たれ死になのか、どこかでお握りほもえろのかと、こういうことになってしまふのです。ですから、それは大臣としては政治的な発言をするのは困難かもしれぬが、何とかしなければならぬというだけではわかってもらえぬだろうと思うのです。何とかしなければならぬ、だからそれに対して不安を与えないということが一つ、それから、今言った三つの条件を満たしながら対応をしていく、こういうこと以外

外に今は答えられないだろうとは思いますが、ただ雨ごい、押んでいるという状況ではこれは済まされぬんじゃないかという気がします。やはり手を付けていかなければいけません。首を縦に振っているようですから、それは御理解いただいたという事で次へ行きます。

続いて、今二十万人急にあえたわけですが、この二十万人の中には若年支給の人もある。だから二十万人ふえるけれども、毎年減っていくだろう、六十五歳になるまでの分が幾らかず減っていくだろうと思うのです。六十五歳が六十歳ということになるかわかりませぬけれども、だんだん減っていくだろうと思う。

そうすると、大体どのぐらいの年齢の人がどのぐらいいるのですか。例えば五十五歳は何名、五十六歳は何名というふうに言っていた場合に、こういう比率になりますか、おっしゃってくださいます。

○長野参考人 お答え申し上げます。私どもの年金受給者の年齢構成で申し上げますと、国鉄で大量に職員が入りましたのは、ちょうど戦争中に出征をいたしました、その後埋め補充をして、その後復員してきたあるいは満鉄の引き揚げを受け入れた、そういう世代でございまして、その世代がちょうど昭和五十二年から十年間にかけて二十万人、年間平均ペースで二万人ずつ退職いたしました。この諸君が、ちょうど現在五十六七歳から六十六七歳にかけての世代が約二十万人という事で、非常に高い比率の職員がその間にいるわけでございます。年齢構成上はそれ以外は大體その三分の一以下の数でございまして、その十年間が非常に突出して多いという特色があるわけでございます。

○沢田委員 私はこういう試算をしてみたのです。二十万人急にあふれました。若年支給ですから、金額を一億二千万と想定しますと、百二十万は基礎年金になります。そうすると、百万円ということになりまして二千億の金額が負担になっていくということになるわけなんです。それは初年度なんです。その次の年度は、一年ごとに上へ上がっていくわけですから、そのときは十七万人に減ります。十七万人に減れば、これが百万円で千七百億です。三年目は十四万人になりますから千四百億、四年目は十万人になりますから一千億です。五年目は七億七千万ぐらいになりますから七百億になる。これはいよいよ政府が緊急措置を講じて山を閉山したと同じような、山を閉山というのは苦痛が痛いというのと同じになりますから、閉山したという事で、山を消しますが、閉山したときのように、要すればこれは異常事態で発生した不時の支出である。言うなら貸倒引当金に当たるような金額なんです。ですから、この部分は、割合は別として、やはり追加費用の対象として考えていかなければならぬ異常の部分じゃないのか。これは毎年減っていくわけですよ。これも大臣は専門じゃないと言われども、おぼろげながらその理屈はわかってもらえるだろうと思うのですが、いかがですか。

○宮澤國務大臣 理屈はわかっております。○沢田委員 もう一つは、J.R.は停車場というのがあったのです。ハンブと言ったましたが、車を空で動かしていつて、飛び乗って、ブレーキをかけてとめるのであります。その後いろいろ機械ができたのですが、これは飛び乗っていつてやるので、滑っておこちる率が高いのです。事故率でいくと、一般民間は千分の五から四ぐらいです。障害率は、ところがJ.R.は千分の百二十五という比率なんです。だからJ.R.には障害者が足がないのや手がないのやいっぱいいるわけですよ。これはハンブばかりじゃありませんけれども、そういう人がたくさんいるわけですよ。障害率が一番高かったわけですよ。今日のような安全施設ができてなかった。

時間の関係で簡単にしますが、千分の五と千分の百二十五という比率なんです。五から見たら実に二十倍、それだけの障害者があつたわけですよ。そういう歴史の中に生まれた障害者が今まだ生き

でちゃんといふのです。それで政府は三十一年までは一応追加費用でそういうものを考へてきたわけですが、しかし、結果的には通年方式になりましたから、その後そういう人たちの金額のふえた分、あるいはそれ以後の障害者の分、これは追加費用で払われてないのです。ですから、これは二割はやはり一般民間と同じぐらゐと見なくちゃならぬでしょうが、全部丸々というわけにはいかぬでしょうが、せめて八割は追加費用で政府が面倒を見てくれなければならぬ筋合いのものじやないか、障害率の高い部分は、これはそういうふうに分けると私は思うのです。これも、大臣、おぼろげながらそんな分けが多かつたのかなというところを思い起こしながら、ひとつ、専門でなければ、どうぞ担当者で結構ですよ。

○篠沢政府委員 なおよく勉強させていただきたいと思いますが、身体障害を負われた方の分につきましては、たしか国鉄時代から労働災害的な方の給付で対処しておりました、共済では対処するのがなかなか難しい状態になっているのではないかと理解をしていたのでございます。

○沢田委員 共済事務局長、答えてください。

○長野参考人 先ほどの公務障害につきまして、六十一年四月の改革の以前の段階におきましては、これは事業主である国鉄が負担しておりましたので、年金の共済の負担にはなっていないわけでございます。それ以後は一般の障害という扱いになっております。

○沢田委員 そのね返りをカバーしてもらうという方向で、これもどこかの負担になるのでしょうか、お願いをしたいと思います。

それからもう一つは、一番あと言われているのは、若年支給がけしからぬ、こういう論なんです。五十五歳からもらっていくのはおまえのところはけしからぬ。しかし、これは、今言ったような線路などの保守なんかの人というのは、雨、あらしの中ぬれながらやっているわけですから、これはほかにもあるではないか、こういう論はありますが、しかし、そういうような状況で重労働だということでは

日の制度が生まれたわけですから、あのつるはしでやる労働をやっていたわけですから、機械じやなかった時代ですから、その人が今十一万人いるのですよ。今度やめた人の中で若年でもらっている人が、もう重労働で耐えられないからということであるのです。この人の分が大体八百億総体でかかるわけですから、これもちゃんと四割減率をしまして、基礎年金分を引いて、二百万円の中から百二十万と四割、七十二万円の分なんですから、その分を引いて、それも半分くらいはせめて追加費用で見ても差し支えない金額ではないか、こういうふうにするのです。これは勉強会になってしまつて、レクチャーになってしまつたのですが、大臣、これもおぼろげながらそういう状況の中で考へなければならぬ要素だということは御理解いただけるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 詳しいことがなかなかわからないのでございますが、いろいろ難しい問題があるということには承りながらわかりつつございいます。

○沢田委員 わかりつつあるのだからひとつわかつてもらいたいのですが。

それから、JRは、東日本、西日本、東海、これは大体黒字のようですね。税引き後の配当があるわけですから、株をいつ出してもいいわけじゃないけれども、きょうは清算事業団を呼ぶのと東日本の社長さんに来てもらおうと思つたのですが、そのいわゆる税引き後の利益をどう処分するのかということなんです。これは大株主である大蔵大臣一人つきりないのですから、大蔵大臣が株主なんです。その税引き後の利益をどう使うかということが問題になるのです。その中から何割かはこの赤字の共済に、今まで苦勞してきて働いてきた利益ですから、皆取つたのではこれからの意欲がなくなつてしまふから、その税引き後の二、三割は要すれば共済へ振り込んでいいのではないか、そういうふうには思いますが、大臣はいかがですか。

○宮澤国務大臣 それは、先ほども申しましたよ

うに、関係懇談会を設け、さらには学識経験者でことしの秋ごろまでにはどういふふうな考へ方をすべきかを御答申を願おうと思つている今の段階でございまして、大変に具体的なお話になりまして、私から申し上げることは差し控えるべきではないかと存じます。

○沢田委員 時間がどんどん追つてきましたから、続いて、職域年金がないのですが、もし黒字になつたとすれば、これは株主さんのお答えをいただくわけですが、職域年金という上積みのもので普通の年金の上に国家公務員にはついているのですよ。ところが、JRは今のところおまえのところが赤字だからだめだ、こうけつばられてしまつたわけですから、そこで、株主さんとしての立場から、黒字になつたならJRの分にも職域年金は足していけないではないか、そういうことは常識的に生まれてくると思うのですが、それはいかがでしょうか。

○篠沢政府委員 まず一点、技術的な点でございしますが、広い意味の国としてまだJR各社の株を所有しておるわけでございますが、実際の株は清算事業団が株主という形になっておつたように思ひます。

それから、ただいま先生からいろいろ御提言ございしました点につきまして、やはり今後の御識者懇でいろいろ長期的に考へていただきながら、政府としてさらに具体的にいろいろ考へる必要がある問題かと思ひますが、当面は、この三千億の基礎的な赤字をどうするかということに本当にしろから頭を痛めておる状態でございます。職域年金部分をどう構成してあげられるだろうかということには率直に申しましてなかなか思ひ至らないといふほどの状況であるということをお断りしたいと思います。

○沢田委員 経営的にあれがないですね。もし黒字になつたらば、賞与がふえるか、手当がふえるか、あるいは福祉施設が増強されるか、それだけ職員に還元していくというのは当然の原理なのです。ですから、一般公務員はサービス産業でなか

なか評価はしにくいだろうけれどもちゃんといつていつているのですから、それだけ黒字が出るとすれば、JRであるか大蔵であるか株主がどっちであるにせよ、それにこたえてある程度、来年やめる人もいるかもしれないのですから、その人に例えば〇・三であらうと、あるいは一であらうと二であらうと、二・五までいかなくとも、せめてその程度のを前進していくということが当然商法として考へられなければならぬはずだと思うのです。

それが、今検討中です。赤字だから、その赤字分持つてこようというのですか、全部、全部持つてくるという話は僕はしなかつた。税引き後の利益の何割かは共済へ充てなければならぬだろうと私は申し上げた。しかし、その何割かは職員に還元しなければならぬだろうと思うのです。それを、考へますなどというのでは、全然勉強もしてない。もうかつたらそれに還元するといふ原則は、歩合は別として、原則としてそういうものがなければ、意欲がわいてこないでしょう。ことしも働いたけれども、結果的にゼロだったといつたら、それが一生懸命働きますか。またもとの国鉄になつてしまひますよ。そんな発想は、来年からでも幾らかでも職域年金はつけていきます、そういうことが少なくとも言えなければおかしいと思うのです。これは両方で答えてください。大蔵と、清算事業団も。ただ清算事業団は首を切るばかりが能じやない。与えるものは与えなければならぬ。○篠沢政府委員 鉄道共済の現状につきましては、国家公務員、それからその親戚筋になります。たばこ、電電等を含めまして、現段階いろいろ応援をしたりしておる状況でございます。そういう中で何とかJRの基礎的な年金というものを維持していきたいといふことでございまして、職域年金がせいであるとか何かそういうつもりは全くないのでございますけれども、なかなかその構成問題まで入っていく段階にまだなつてない、私どもの認識はまだその程度の段階にとど

まっていますのでございます。

○長野参考人 私ども日本鉄道共済組合は、国家公務員等共済組合法に基づく給付の事務を行ってあるわけでありまして、将来の給付が非常に不安なので解決策について各方面にお願いをしておる立場でございますので、具体的にそういう各方面の御決定に従い処理をするしかないというふうに考えておる次第でございます。

○沢田委員 運輸省はどうですか。

○深谷説明員 お答え申し上げます。

先ほど来いろいろ御答弁ございましたように、JR各社の収支状況、取り扱い収入を見る限りにおきましては一応好調と我々も理解しておりますが、その結果生じます利益につきまして共済年金制度等に充てるという点につきましては、先ほど御答弁ございましたように、現在いろいろ有識者の方々に御議論いただいております最中でございますし、また、職域年金制度の部分についても御指摘ございましたけれども、先ほど御答弁ございましたように、運輸省といたしましても、制度官庁でございます大蔵省の御答弁と同様な認識を現在はおしておるといふ状況でございます。

○沢田委員 運輸省もこれも金くれだね。やはりそれは四百六十億、五百億近いものを他の組合から受けているわけですから、返せと言ふのなら返す方法も一つだから、それは返すこともあるでしょう。そのかわり、今言ったように職域年金に芽を出すということも必要なことだ。共済組合に金を出すことも必要なことだ。やはりそれぞれパーセンテージは別として、その要素を満足させていくという方向が答えられないなんというのには情けないですよ。じゃ、どうするのです、結果的にはその後は、何に使うのですか、はっきり言ってみなさい。だれでもいいです。言えもしないで何がだめです、何がだめですと。だめだということだった何もしない。給料払うために置いておく必要ないんだよ。もし利益があったら、じゃ、どういふふうにしたかという方針ぐらい持たなくてどうするのだ。余り情けなさ過ぎる。

大臣。不勉強もきまわる。全然見通しがない。もう時間が少ないですから仕方ないと思います。

最後に人事院。人事院はどういうふうにご考えていますか。スライド問題とあわせて答えてください。

○千葉説明員 人事院は、国鉄問題につきまして所管外でございますので、職域年金のあり方というところでよろしくございませうか。

○沢田委員 そういうことですか。

○千葉説明員 共済年金の職域年金相当部分の水準等のあり方につきましては、現在基礎的資料を得るため、民間企業における企業年金制度の実態、退職公務員の生活実態、諸外国におきまします公務員を含めた年金制度等につきまして調査を行うなど必要な調査研究を行い、検討を進めていくところでございます。特に、職域年金部分のあり方の検討の際に重要な資料となる民間の企業年金の動向を見ますと、近年従業員の高齢化、長期勤続者の増加、定年の延長等を背景に、企業年金制度を導入する企業が増加しつつあり、またその内容も今後充実されるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、厚生省など関係機関におかれましても、民間企業年金の普及を図るなど必要な検討が進められております。したがって民間企業年金は、現在かなり流動的な状況にあるというふうにご存じしております。さらに、さきの衆議院の内閣委員会におきまして附帯決議もなされておりますし、この趣旨をも踏まえ、今後慎重に本問題の検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○沢田委員 人事院にあとお答えいただきましたことは、恩給はいわゆる賃金スライドをやっている。ここの共済年金は、六十一年の改正で逆に物価スライドに引き下げられた。それは人事院として、他の民間の企業その他の問題を含めて、恩給だけが賃金スライドであることは是非というものを含めてお答えいただこうと思つたのです。今後御検討ください。

今現在、年金の資格者は二十から始まっています。

すね。もう時間がないですから、厚生省、とにかく答えてください。

○松本説明員 お答えを申し上げます。

新しい国民年金制度、基礎年金制度でございますが、これは二十になりますと、この年金制度に加入をしていただくという形になってございませう。ただし、一般の民間サラリーマンの方々は対象といたしまして厚生年金保険制度におきましては、例えば十八で会社に入ったというような場合には、その企業に勤めた時点から被保険者になるということになっております。

○沢田委員 実は、その他の年金制度の問題というところで、十項目ぐらひ挙げてあるのです。これは、きょうはもうこれで時間がなくなりましたから終わります。ただ、こういう男女差の問題、掛金率の一元化の問題、軍歴加算の処理、それから共済でもらう年金の問題、奥さんの年金、警察定年の問題あるいは厚生年金のボーナスのいわゆる標準報酬不納入の問題等々の問題もございませう。

引き続きそれぞれ御検討いただいて、大臣もひとつ、年金もこれから日本の政治の大きな柱です。財政再建と匹敵する問題でありますから、ぜひ国民が安心をして労働にあるいは老後に不安を感じないように対応していただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。

○越智委員長 次に、森田景一君。

○森田(景)委員 最初に、共済年金の関係につきましてお尋ねいたします。

国民年金、基礎年金、あるいは共済年金と厚生年金、こういう公的年金、それから恩給、こういう年金、恩給制度は、それぞれの発足した経緯とかあるいは沿革、こういうものがそれぞれ違っておりますので、支給される金額も違った形になって現在あるわけでございます。しかし、どの年金制度も、ともに老後の生活安定ということを目指していることには変わりがないはずだと思つたすね。そういう点で今回の政府の改正案を見ますと、共済年金は物価にスライドして〇・一％上げると、ところが恩給は一・二五％上げる、こういう案

でございます。もう既にこの恩給法の改正については成立しているわけでございます。

どうして恩給は一・二五であるのか、その辺の経緯について、まずこれは総務庁からおいでいただいていると思いますので、御説明をお願いしたいと思ひます。

○鳥山説明員 恩給の改定につきましては、昭和四十八年以来、公務員給与の改定にスライドするという方式で参ったわけでございますが、先般の公的年金改革に関連いたしました恩給改定のあり方について検討を加えました結果、公的年金はすべて物価で統一されておりますけれども、恩給の場合には基本的に国家補償的性格を持つておる、あるいはその他実態面におきましてもいろいろの特質があるというところから、公的年金と比べてり合わせていくというのはなかなか適当ではなからう、しかしできるだけその間のバランスをとつていくという点からいって、私どものスライドの基本規定でございます二条ノ二という規定、これをひとつ忠実になぞっていくというところから、いわゆる総合勘案という方式を六十二年度から導入させていただいたわけでございます。

本年度も同じような考え方、公務員給与と本俸改善率一・四六％、昨年末における六十二年の物価の見通し〇・二％等を総合的に勘案いたしましたので、一・二五％の改定をやらせていただいた次第でございます。

○森田(景)委員 状況につきましてはよくわかりました。私は決して、恩給が一・二五％アップになったことが悪いという認識ではありません。一・二五、あるいはもつとアップしてもいいのじやないかというふうにご存じしているくらいでございますが、きょうは共済年金でございますので、恩給の関係は以上で終わります。ありがたうございませう。

恩給の方が一・二五％、既に成立しております。ところが、共済年金を含まして公的年金制度は〇・一％、これが物価スライドであるということなわけですね。原則的には物価が五％以上アップ

した場合には自動的にスライドされる、こういう仕組みになっているわけでございます。その〇・一％に対して、私非常に疑問を持つわけでございます。一体、〇・一％アップしてどれだけの効果があるのだろうかというふうに率直に考えているわけでございますが、この点について大臣の御所見を承りたいと思います。

○篠沢政府委員 大臣がお答えになられます前に、私から答弁申し上げます。

いろいろな観点から、本年度のように物価水準が非常に低位におさまった場合の問題につきまして議論をしたわけでございますが、年金の実質価値の維持がきつとしていくの客観条件にある場合にはそれを確保していくのが最も適切ではないだろうかということで、物価が〇・一％、予算をつくりましたときには〇・二％程度と見込んでつくったわけでございますが、実際その後、一月下旬でございましたが、〇・一％ということに決まったわけでございますが、この程度の低レベルでありましてそれが可能な客観条件にある場合には、やはり実質価値の維持に努力をしておくということを決めたわけでございます。

なお、今回のスライドが実施されます効果といたしまして、平均的な被用者年金の受給者の場合には、年額で約二千二百円の改定ということになるわけでございます。

○森田(景)委員 年間二千二百円、これは平均でございますね。月にしますと二百円に届かないわけです。二百円に届かないということは、たばこ一箱も買えない。二百円というのがありますけれども、普通我々は二百二十円から四十円くらいのを吸っておりますから、そういうたばこは買えない。昔、あめ玉年金というのがありましたね。御存じだと思います。あめ玉年金よりもひどいアップじやないかと思うのですけれども、大臣の率直な御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○宮澤國務大臣 物価上昇がその程度で済んだということでございますから、五％には無論はるかに及ばないところで、どうすべきかということ

一つの政策判断でございましたが、しかし年金というものを志向しておりますので、その実質価値というものは一％でも減損することは問題であろう。できないときはやむを得ませんけれども、何とかやれるときにはきちんとしておいた方がいいのではないかと判断でございます。

○森田(景)委員 恩給と年金の制度の仕組みが違いうわけでございますから、こういう形で恩給が一・二五、年金が〇・一ということになったのは、法律がそうなっているのですからやむを得ないのだと思ひますけれども、この際、公的年金についても恩給と同じように、公務員の給与スライドに合わせて支給額を上げていくというふうに改正していったらいいんじゃないか、私はこう思うのです。恩給は公務員の給与所得にスライドなんです。共済年金も同じようにすれば、片一方が一・二五片一方が〇・一、こういう不公平は起こらないと思うのです。

よく宮澤大蔵大臣は、不公平、不公平、こんなお話が出るわけでございます。先般も、私は財確法の審議のときに大学生の教育費控除のことを申し上げましたら、それは不公平になると思ひます。こう言っておりますね。だけれども、後で新聞を見ましたら、当日、政府税調の方では教育費控除は実施すると報道されているわけでございます。でも、どうも大臣は余り慎重過ぎるのかどうか。それは後の論議にしまして、いずれにしても、公平を確保すると言ひながら、こういうことになる不公平でもそのまま放置しておく、こういうところにもどうも私は矛盾を感じるのですけれども、大臣は感じませんか。

○宮澤國務大臣 恩給の方が一・二五であることにつきましては、ちよつと理屈になるかもしれませんが、恩給というのは国家補償的な性格を持つておいて、年金と違ひまして保険数理とは違つた面を持つておるといふこと、あるいは既裁定者がみんなであるといふこと、いろいろなことから、ここには一つ既得権の問題が当然のことながら現実にはあつたわけでございますけれども、それで

恩給の方をむしろ総合勘案ということでは結果としては下げた、現実にはこういういきさつでございまして、その点ではむしろ森田委員の言われるのとは反対の方向と申しますか、恩給の方を下げてきたということが現実ではないかと思ひますので、逆ではないように私どもは思ひわけでございます。

それからなお、先般教育減税につきましてお尋ねがございました、今仰せになりましたような答弁を私申し上げました。ちよつとその同じ日に、政府の税制調査会におきましてああいふ議論が行われておることを私はまことに存じません。知つておりましたら、そういうことを御紹介して御答弁を申し上げるべきだと思ひまして、大変に至らないことをいたしたと思つております。ただ、政府税調の一部にそういう議論があるということは事実でございますが、これは私後で知つたことでございますが、そうかといつて教育減税といつたようなことを一つの項目に立てて実施すべきかどうかということにつきましては、なお政府税調の内部にいろいろ議論があつて、必ずしも一致した意見ではないということであつたさうでございます。

いずれにいたしましても、しかし、せんだつてお尋ねのときに政府税調内の議論を私存じませんで、御紹介をいたしませんでしたことは、大変に至らなかつたと思つております。

○森田(景)委員 きようは教育減税のことじゃありませんので、私も後で新聞で知つたわけでございますが、大臣としては、そういう先見性をお持ちになつていらつした方がいんじやないかという意味で申し上げたわけでございます。

それで、先ほどお話がありましたように、今回〇・一％のアップ、こういうことになつたのかどうかかわりませんけれども、法律はそうなつていないんです。さうですね。

○篠沢政府委員 法律の、共済法の基本は五％で自動スライドするといふ条項が一つございまして、それから、今回提案申し上げております法律では、

〇・一とか〇・二という数字は書いてございません。ここは政令で決めさせていただくということになつております。

○森田(景)委員 御答弁のあつたとおりでございまして、政令の方で〇・一か〇・二かというのを決めるわけですね。これは政令で〇・一と決めたのですか。

○篠沢政府委員 御提案申し上げております法案の条文自体が、物価上昇率を基準として政令で定めるといふことになつております。ですから、物価上昇率が前年〇・一％ということできちつと公表されておりますので、これによりたいといふふうに考えておるわけでございます。

○森田(景)委員 よりたいと思ひますということ、決めていくというわけではないのですか。

それで、実は当初大蔵原案のときは〇・二％で計算したのです。それは大臣御存じでしょう。したがつて、大蔵原案のときは〇・二％で予算を計上し、これは閣議決定されて本年度の予算案として出されてきたわけですね。これは間違いありませんか。

○篠沢政府委員 予算編成をいたしましたときには、まだ最終的に前年の物価上昇率といふものが出ていないわけでございますので、それまでのトレンドとか若干の推計を交へまして最も最終的に決定されるであろうものの近似値といふつもりで、〇・二％という分を予算計上したわけでございます。このようなやり方は、毎年そういうことにしておるわけでございます。最終的な改定率は、毎年必ず物価上昇率そのものでやらせていただいているわけでございます。

○森田(景)委員 とにかく、〇・二％のアップといふ計算で予算はもう既に成立しております。去年は、たしか〇・六％のアップだつたと思うのです。そういうことから考えますと、おとし〇・六、去年が〇・七、差が〇・一だ、こういう計算のようですけれども、〇・一というのは、いかにも先ほどお聞きしましたようにあめ玉年金にも劣る金額だ、このように私は理解するわけでございます。

したがって、政令で決めるということでごさいますから、せっかく予算に計上され、その予算も成立していることでごさいますので、政令は大蔵大臣が決められるものでしょう。政令で〇・一ではなくて〇・二としてもいいし、いいしというよりも、〇・二に政令で決めたらどうですか。この辺いかがでしょう。

○篠沢政府委員 従来から、最終的に出てまいりました物価上昇率というものを大切にしておるわけでごさいますし、すべて公的年金全体を通じて統一した方針でそのように決定をしておるという状況でごさいます。

○森田(農)委員 ですから、これはそっちこっちでやっているわけですね。農水省の方でもやっている、自治省の方でもやっている、大蔵でもやっている。そうすると向こうの方は、私、法律は勉強しておりませんけれども、皆政令で決めるようになっていっているのではないですか。どうなんですか。

○篠沢政府委員 各公的年金を通じて、書き方は皆同じことになっておると思います。つまり、政令で行うということになっておると思います。

○森田(農)委員 ですから、政令はこれから決めるはずですね。これからなんです。一応方針として物価上昇率が〇・一%だから〇・一%ということ、ずっとほかにもみんな書いてきていっているわけですね。それは法律で決まったわけじゃないですか、法案が通っても、これから政令で決めるのです。だから、何も大蔵だけが〇・二にしろというのじゃなくて、共済年金じゃなくて、政令で各農業共済年金ですか農協年金ですか、あるいは地方公務員の年金とかそういうのはこれから政令で決めればいいのであって、〇・一というのはいかにもひどい。だから、当初〇・二で予算を組んだから、今回、どっちも特例なんですから、原則は五%というのがあるのですから、〇・一じゃひど過ぎませんか、〇・二にしましょう、みんな大蔵大臣が中心になって決めればできることじゃないですか。

○宮澤国務大臣 政令で決めるというのは、いわ

は決めるの法形式を言っているわけでごさいます。むろん御承知のように、政令でどう決めてもいいという裁量を法律から与えられておるわけではあります。物価上昇率を基準としてということでごさいますから、おのずからそれはそういう形で決まってくる。むしろ〇・一という非常にわずかな率でごさいます。年金の価値を維持するために、財政当局もやっとなんといってお褒めをいただけるかというようなことではないかと思

います。

○森田(農)委員 大臣も大した自信でごさいますね。決して私は、大蔵大臣が〇・一%乗せたことを決断なさったと褒めるわけにはいかないですね。あめ玉年金より悪いのですから。

いずれにしても、法律の方だつてこうでしょう。第三条 共済法による年金である給付については、昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十二年の年平均の物価指数の比率を基準として、こうなっているのです。基準ですから、この物価上昇率で決めるということじゃないのです。う。それを基準にして決めるというのでしよう。さっきの恩給だつてそうでしょう。国家公務員の給与のアップを基準として決める、基準となつて

いるのです。だから、それからいけば一二五にしているのとおかしいのですが、これを一二五にしたわけですから、これはどうも共済年金の方にいろいろと遠慮をしてそう決まったというふうな話も聞いておりますけれども、だからそういう一・二五というのは、基準としてですから、〇・一と〇・二、これは予算に組んでないと言ふなら私もそんな無理なことはお話ししません。予算に組んであつて、もうその予算は既に成立している、ことしはそれで執行していいことになってい

ます。だから、これは〇・二になつたらどうですか。これは大臣の決断でできることだと思ふのです。政令ですから、もう一遍、決断のほどをお述べいただきたい。

けでごさいますけれども、現実には〇・一というものが物価上昇率であつたということで、これは仰せもわからないわけでごさいます。せんけれども、こういう財政状況のもとで財政をお預かりする者が、なほ〇・一で法律の定めるところに従つて間違ひのないことであるならば、幾らかでも予算は節約をして実施をさせていた

だきたいと思ふ。先ほども、国鉄共済のお話でごさいました。国鉄共済は大変な難しい事態に陥つてい

るわけでごさいます。ただこれが昭和六十四年度までは一応何とか現体制を維持すること、昭和六十年の十一月二十八日に国鉄共済年金についての政府の統一見解というのが出されたわけでごさいます。その統一見解では、なお、昭和六十五年以降分については、その後速やかに対策を講じ、支払いの維持ができるよう措置いたします。こういうことになつてい

るんです。昭和六十五年度とい

いますと、もう再来年になるわけですね。それまでに措置するということになると、法律的にいろいろ措置するならば、遅くとも来年の通常国会にはこの関連した法案が出てこない、六十五年に間に合わないじゃないかと私は思ふのです。どうでしょう、大臣。

○宮澤国務大臣 その点は厚生大臣、年金担当大臣を幹事役にして、関係で実は会議をつくりまして協議を既に何回かいたしておるわけでごさいます。問題が非常に大きいこと、それから及ぼすところも広範である可能性もあるということから、各方面の有識者にお願いをいたしまして、この問題についての懇談会を

お願いをいたしたいと思つておるところでごさいます。その結論いかにいふところでごさいます。が、かなりあちこちにいろいろ及ぼすところの大きい結論をいただく可能性もごさいます。ですから、結論をちようだいしました上で、またいろいろ最終的にどういふ形にするかを考えていかねばなりません。確かに余り時間はごさいません。秋に懇談会の結論を得まして、できるだけ急ぎまして作業をいたしたいと思つております。

○森田(農)委員 これは、直接大蔵大臣の所管じゃないわけですね。けれども、やはり共済という問題が絡んできますから、大蔵省としても大きな力を注いでいかなければいけない問題だと思ふのです。特に宮澤大蔵大臣は、公平、公平ということ

を非常に重要視していらつしやいますから、私も何度か申し上げるのですけれども、かつての政府の機関であつた、例えばJRとか、あるいは日本たばこ産業であるとか、あるいはNTTであるとか、こういったところが民営にならなければ、国家公務員としてみんな同じような立場で年金の受給の資格が得られたはずだ、それがいろいろ分割された結果、それぞれの企業において格差がもうできてい

るわけですね。幸い、JRについても東日本と西日本でしたか、これはこれは黒字の見込みであるというよう報道がありましたけれども、たばこなんか、非常に先行き心配な企業じゃないだらうかなと私も心配しているわけですね。NTTは大変な株の評価があつたりして、大変将来有望の企業であるというふうに評価されて

いるわけでごさいます。

そういうことでごさいますから、少なくとも共済については政府としてきちんとした対応をしなければいけない、政府として取り組まなければならぬ問題でごさいますから、そのためにはどうかひとつ副総理として十分に、この秋ごろまでに結論ですか、成案ですか、得たいということでごさいますから、そうしないと来年の通常国会に間に合わないわけですね。ぜひひとつ、間に合うよ

うな方向で取りまとめをなさっていただきたい、このように御要望申し上げておきたいと思ひます。

それから、去る三月の十日に大蔵省、厚生省から「二十一世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の展望」、こういう資料が予算委員会に提出されました。私、いろいろと担当の方にお聞きしましたら、これは厚生、大蔵となつておられるけれども、実際は厚生省で取りまとめたもので、大蔵省の方は余り関知していなかったようなお話でございました。そのことをここで云々はいたしません。そしてまた、この内容については議論しますと大変時間がかかりますから、この問題は触れませんが、少なくとも国民年金も厚生年金も二十一世紀を展望したいろいろな試算を出しているわけでございます。これはもう公表されているわけですが、共済年金の方についてはそういう資料を公表なさらないのですか。これは一体どうしたことになるのですか。少なくとも二十一世紀を展望して、将来年金が大変だ、高齢化社会だ、こう言っているときに、共済年金はそういう資料を公表なさらない。どうもこの辺に私は疑問を感ずるのでございます。資料はおありだと思ひますので、この際どういう将来展望をお持ちなのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○篠沢政府委員 前回共済年金制度の大改正をいたしましたときに、実は一般国家公務員に関する試算を一ついたしたわけでございます。これによりまして、保険料率を今後五年ごとに二%、二〇パーミルでございますが、つまり二%ずつ引き上げまして昭和百年に二九六パーミル、二九・六%までいきまふ場合に、その過程におきまして、昭和八十年代半ばから九十年代半ばにかけまして、単年度収支差が赤字になるわけでございますが、赤字転落の時期があるわけでございますが、その後持ち直しまして、先ほど申し上げましたような数字でございます。昭和百年度までは収支はほぼ均衡するというふうに予測されております。それから保険料率の二九六パーミル、二九・六%と申

しますのは、現行の一四パーミル、一一・四%の三倍程度ということになるわけでございます。

先生御承知のとおりでございますが、厚生年金が大きな制度改革をいたしました段階で一つの予測をしておりますが、厚生年金が五年ごとに一八パーミル、一・八%ずつ上げていくという一つの筋道を描いておられますが、職域相当部分を勘案しましてその一割増しとして五年ごとに二〇パーミルずつ、二%ずつ上げるといふような試算をした経緯がございます。

○森田(景)委員 ただいまの御説明で、昭和九十年、九十五年の時期に収入と支出を見ると支出が多くなる時期があるけれども、全体的には均衡がとれている、これが国家公務員の共済の一応試算ということになっておられるわけでございます。ただ、私の方で拝見しましたのは、確かに単年度収支ではマイナスの時期もありまふけれども、積立金というのはいくら残っているのですか。この積立金は減らないのです。別に減った方がいいというのじゃないのです。減らない方が安定しているのです。国家公務員の共済では積立金というのは六十一年度で三兆七千億、これが八十年になりまして一兆一兆になります。八十五年には十二兆になりまして、九十年、九十五年では若干減りますが、百年には十一兆五千億、こういう状況でございます。国家公務員共済というのは非常に安定しておるのだな、こういう印象を持つわけでございますが、この点はいかがでございますか。

○篠沢政府委員 実は積立金を持って運用していただくわけでございます。今詳しい数字は申し上げませんが、将来にわたる収入支出、そこから一時的には赤字の時代が出るかもしれない云々というのを申し上げたが、そこには当然収入と支出というものを前提として考えておられるわけでございます。この収入の中に積立金の運用益というものが入っていく構造になっておられるわけでございます。余資を持つて何かせいたく運用をして楽しむというふうなことでこの積立金を持つていう状態では、決まらないということでございます。

それから、六十一年に三兆七千億、三兆台の積立金が昭和九十年、百年に十兆、十一兆ぐらゐになるではないか、相当積立金の額が大きいとおつしやるわけでございますが、実は、現在の積立金三兆七千億と申しますのは毎年の給付額の四、五年分に当たるわけでございますが、昭和九十年、百年ということになりますと、この十兆、十一兆という積立金は大きいようでございますが、その年の給付額に對しまして一年分ちよつとというふうな状況になるわけでございます。ですから、これから先行きの年金制度というものは厳しい道でございます。まして、特に余裕のある道であるとか、決して安心はできないというふうな御理解を賜りたいと思ひます。

○森田(景)委員 時間の関係で先へ進みますが、公的年金制度の改革ということ、昭和五十九年二月二十四日の閣議決定があるわけでございます。前の方の段はもう既に終わっておりますから、最後のところを申し上げます。「昭和六十一年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に對して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」こういう閣議決定があるわけでございます。これは主管が厚生省かどうかわかりませんが、いづれにしても、共済年金は大蔵で持つておられるわけでございますから、当然この一元化についての努力がなされていくのだと思ひます。これは、昭和七十年目途ということでありまふが、七十年には完了させるということでございます。その作業は進んでいるのでしょうか。

○篠沢政府委員 ただいまおつしやいましたとおり、七十年目途に完了させるといふ五十九年二月の閣議決定がございますが、昨年九月に年金問題担当大臣、これは実際は厚生大臣がしておられるわけでございますが、年金問題担当大臣を座長とする公的年金制度に関する関係閣僚懇談会を開催いたしました。この七十年を目途とする一元化に

向けて、その前に昭和六十四年に各年金を通じます財政再計算期が参ります。つまり、制度の見直し、掛金の見直しというような時期でございますが、この時期において地ならしできるものは地ならしをしようということをお申し合わせたところでございます。

これまで年金改革をいたしました結果といたしまして、国民年金の基礎年金の創設というものを中心として給付面の公平化が図られてきたわけでございますが、今後は負担面の公平化を図つていくことが課題であるという認識でございます。それで、この負担面の公平化のための具体策を含めまして、この一元化の地ならし、一元化を踏まえたその前の地ならしというものにつきます。年金担当大臣を中心に行つてまいります検討作業の進展を今後とも鋭意期してまいりたいと考えております。

○森田(景)委員 この年金の一元化というのは大変な作業であると思ひますので、六十四年度に一応検討して、さらに最終的に七十年目標にしてい、こういうことだと思ひます。ひとつこれも積極的に、この当初の目標が達成できるように準備努力をお願いしておきたいと思ひます。

時間がなくなつてしまひましたので、年金関係で最後、個人年金あるいは生命保険の年金の掛金の控除についてお話ししてみたいと思ひます。個人年金、生命保険のいわゆる年金があります。大臣もよく言つておられますように、高齢化社会に向かつて国民一人一人がそれぞれ自助努力をしなければいけない、そういうことをよく聞くわけでございます。自助努力、やはり本人が努力しなければこの二十一世紀の高齢化社会は暮らしてい生活ができない、一面、高齢化社会がバラ色であるような表現がある一方、年金では生活ができないという脅迫的な言葉があるわけでございます。しかも最近の新聞の広告などを見ますと、高齢化社会は個人年金をもう今からやつておかないと生活できませんみたいな、極端にいいます。そういう広告すら出ているわけでございます。

それはそれとして、端的に申し上げますけれども、今そういう個人年金あるいは生命保険の年金に掛金を掛けると、年末に所得税で控除があるのです。これは大臣、御存じでしょうね。幾らですか。

○瀧島政府委員 お答えいたします。

生命保険料控除のことについてのお尋ねと思います。これは限度額が五万円でございます。そのほか、個人年金保険料につきましては、別枠で五万円の上積み措置が講じられております。

○森田(景)委員 要するに五万五千元は控除されるのです。これは四十九年以來五万円に据え置かれていたのです。その当時から比べますと、物価は二倍以上に上がっています。そんな状況でいつまでも五万円に据え置きというの、随分ひどいんじゃないでしょうか。私は思うのです。だから、この生命保険料控除の五万円はもっとアップすべきじゃないでしょうか。物価スライド、スライドと言われているわけでございますから、スライドして二倍なら二倍ぐらいにすると、こういう配慮があつてしかるべきじゃないかと思うのです。それから、個人年金の方は五万円なんです。掛金を掛けましても五万円。これも五万円というのは、老後の自助努力といつて一生懸命努力させるのに、もう少し配慮していいんじゃないか、こう思うのです。

端的に申し上げます。もう細かいことはやりません。

この生命保険料の控除、年末の控除五万円の引き上げと、それから個人年金の掛金の五万円というのを、控除の五万円を引き上げる、この点については大臣どう思われますか。

○宮澤国務大臣 生命保険料控除のことでございますけれども、沿革的にはやはり生命保険、その点では損保も同じかもしれませんが、そういうものを奨励するという意図が控除にあつたというふうな言われておるわけでございますが、現在もう国民の中に非常に広く生命保険制度が普及をいたしましたので、政府の税制調査会等々におきま

ては、むしろ生命保険料控除というものを今までどおり存続すべきか否かという議論があるというふうな伺つております。これは五万円でございますから、かなり大きな控除でございますので、むしろそういうことがあるのならば、それは一般的な控除に振りかえるべきではないかということも関連をするのだと思ひますけれども、特に生命保険料控除として銘打つてあることが、もう今これだけ普及いたしました、入り用かどうかという御議論がかなりあると、もちろん、当該業界は当然に存続すべきである、少なくともそういうことであることには違ひありませんが、そういう御議論もあるようでございますので、今それを拡充するといふようなことがいいのかどうかということについては、私はいろいろ議論があるのではないかと存じます。

○森田(景)委員 議論はいろいろあると思うのです。しかし、先ほど申し上げましたように、もう日本の二十一世紀は高齢者社会だ。年金の問題等につきましても、あるいは今度の、お出しになるかどうか知りませんが、税制改革というか抜本改革というのですか、それだつて二十一世紀がどうのこうのといふことをおっしゃつておられるのです。そういう中で、本当に老後の生活が保障されるというのなら控除の対象にしないでいいかもしれませんけれども、今の年金制度、七十年に統一されていふふうになるかこれはわかりませんが、統一されていふふうになるか、今の公的年金制度では老後の生活は安心できないといふのが国民一般の認識です。そのために自助努力をしない、厚生年金なんかいつも言つておられるのです、自助努力、自助努力といつて、自助努力させるためには、やはりこういうところで大蔵省としてバックアップして、本来なら、公的年金といふのですから国で生活できる最低保障はすべきであるけれども、いろいろな都合でそれが思うようにいきません、やはりお一人お一人も考えてください、そのためには税制においてもこのように配慮いたしますというの、これが本當の行き方だと私は思うのです。

よ。そう思いませんが。

だから、そういう立場に立つならば、せめて今我々ができることは生命保険あるいは郵便年金か、そういうところで将来を備えるのが一般的に国民の行き方です。とても株を売買して財テクでもうけるなどというものは、一般の国民の立場じゃありません。一般のささやかな人たちがそういう生命保険とか郵便年金だとか、こういうことで将来の老後の備えをしていращやるわけですから、政府としてはそういう方々は大きく援助申し上げましょう、こういう姿勢をとることが大事じゃないか。もう一遍ひとつお答えいたします。

○宮澤国務大臣 これは将来、遠い将来ですが、先々の課税の問題ともいろいろ関連をいたすのだらうと思ひますので、よく総合的に検討をさせていただきます。

○森田(景)委員 それで、あと時間が幾らもなくなつてしまひましたけれども、世銀の問題で一つだけお聞きしておきます。

要するに、日本も世銀を通じて世界発展途上国に対する開発援助をしていく、こういうことで、今回も一・五%アップして増資をするといふこと、今度でございますが、問題は、日本の世銀に対する発言が非常に積極的だといふ話を聞いておられるわけですが、やはり世銀の職員の人たちは、アメリカがどんどんいろいろなことで積極的の発言するものですから、職員は一生懸命アメリカの言うことは聞くけれども、日本の言うことは余り聞かない、我聞せずみたいな状況だといふ。私も、世銀に行つたことがないのですからよくわからないのですが、そういう話を聞いておられるのです。これは一つはやはり、日本は世銀にお金は出すけれども、余り積極的な発言をしないといふことがあるのじゃないか、こう思ふのです。それから世銀の職員、これが、日本から行つておる職員が少なからずいふかと思ふのです。この二つだけ、ひとつ答えていたいただきたいのです。

○内海(幸)政府委員 お答え申し上げます。

まず第一に、世銀における我が国の発言の問題でございます。これは発言権という形では、今回お願いしております一・五%のシェアアップといふのは、これはまた大きな支えになるわけでございますが、ただ発言権の幅が大きいというだけではだめなわけでございます。実際問題といたしまして、我が国がこの世銀の実際の活動についてのいろいろな意見というものは、もはや世界銀行の中では無視できなくなつております。これは単に発言権の問題だけではなくて、例の三百億ドルの資金還流等もさうでございますが、我が国の世界銀行への資金協力という問題は、やはりそういうことを通じて、また日本はこの問題についてどういう意見だろうかといふことを必ず聞かないと、進みにくいという雰囲気があるんだと強く感じてきておりました。またさういふ中で、私も森田委員御指摘のような姿勢を一層強める必要があると、日々痛感しているところでございます。

それから第二に職員の問題でございますが、これは私も大変問題意識を持っております。人的な世界銀行への協力といふことは、その職員の増加、特に意思決定に重要な影響のあるポストへの増加といふことは、非常にウェイトを置いて考えております。日本から職員が行く場合に、日本が終身雇用制であることの問題とか、子弟の教育の問題とか、あるいは円高のために向かうの給与が非常に低くなつていふようないろいろな障害がございますが、先ほどの御発言を我々への励ましと言葉と受け取りまして、一層努力をしてまいりたいと思つております。

○森田(景)委員 格段の努力をお願いいたします。質問を終わります。

○越智委員長 次に、安倍基雄君。

○安倍(基)委員 この年金のスライドの話は毎年あるの、ございまして、この法案そのものに対しては余り反対すべきことはないのです。今までの程度議論が出たかと思ひますけれども、私どもの永末副委員長は質問に対して「二十一世紀初頭

も、事業主体を市町村ということも一つのメリツトはあるのですけれども、ただ反面、こういった市町村を事業主体と考えるということそのものと、それから国民健康保険の場合にはやはり低所得者というか、というのが多い。両面からいって、これは私はもう少し基本的に考え直さなくてはいけない話ではないかと思えます。

これは大蔵大臣に聞いているわけじゃないのですけれども、大蔵大臣の御感想があればお答え願いたいと思います。

○宮澤国務大臣　ただいま厚生省の方から御説明がありましたように、やはりいわゆる所得の低い低所得者というものがたくさんおられるということ、それは市町村に一般会計の大きな負担になる

わけでございますが、あるいはまた地域で医療に相当の格差があるということも現実でございますかと思ひます。そういう現実の中で、負担を小さくしようというつもりはもちろんないわけでございますけれども、やはり都道府県も中へ入つてもらつて全体の運営に参画をしてもらつて、結局そういう意味では市町村が非常な財政の負担をしております、それを緩和をしてまいりたいというふうに全体として考えておりまして、方向としてはひとつこの改正は実現をさせていただきたいと私も考えております。

○安倍(三)委員　時間も少なくなりましたから次の問題、今度の世銀への出資、それそのものは悪いことではないのですけれども、これは一説によると、出した分が、相当の部分が中南米の方に行っている。だから悪口を言う人は、アメリカが中南米にいろいろな焦げつき債権を持っておる、そのしりぬぐいと言つては変ですけれども、世銀の場合には世銀の分についてはちゃんと回収されているようにございませうけれども、中南米に対するアメリカの負担のいまだ肩がわりではないかというのと言ふものもあるわけですね。これは実際上世銀

的に多いわけで、肩がわりもいいけれども、どうも中南米に対するアメリカ負担の肩がわりという

のが、この世銀の年度の法案のいわば裏にあるのじゃないかというぐあいにも言われております。それはいかがでございますか。

○内海(幸)政府委員 世界銀行の地域別の融資を大観して申し上げますと、大体三分の一強が中南米、三分の一がアジア、残りが三分の一、こういうことでございます。中南米の問題、これは今アメリカからの、例えば銀行部門からの貸し付けが非常に多いので、そのしりぬぐいではないかというお話でございますが、第一のアメリカの銀行に次いで、日本の銀行は第二番目にここに貸し付けているわけでございます。しかしながら、世銀がこれをしりぬぐいをするとか何とかというのではなくて、私は、中南米の債務累積の問題というのはこの増資云々の問題とは別に、やはり世界経済にとって一番大きな問題だろうと思ひます。これに對してどう対処していくかという問題は最大の課題の一つであると思ひます。その意味におきまして、世銀がこの問題に積極的役割を果たしていくということは大変大事なことで私は思ひます。またそういった意味において、この中南米だけではないわけですが、世銀に對する協力というものは、できるだけ力を入れていくべき問題ではないかというふうに私も考へてゐるわけでございます。

○安倍(基)委員 これは、この前ちょっとお聞きしかけた話で今回の質問に出してないのですけれども、こうやっていろいろ日本が貢献をしている額としては大したことないかもしれないけれども、今度日米のいわば農産物で大部分自由化、三年以内にはどうのこうのというのが出てきていますけれども、これはこの前の財政法の審議のときに大臣に、結局そういうことでまた相当国内で手当てをしなくちゃいけないだろうという話をいたしましたですね。そして、それはまた農林省からいろいろ話があれば、それなりに対応せざるを得ないだろうということをおっしゃったように思います。今回の自由化交渉、相当ピッチが上げられる、早くなるという面で、やはり相当の額の国内

手当てを要するのではないかなという気がいたしますけれども、この辺は具体的にどのくらいということはまだわからないと思ひますが、大臣、この間のお話だと、またそれなりに対応せざるを得ないだろうというお話をされました。これは農産物の一つであつてございませうけれども。

こういう一面において、世銀そのものの出資額なんて、それほど大したことないと言へば大したことないのでもございませうけれども、ODAの問題、国際的にどうんぞ貢献するのでもいいのですが、その反面、自由化問題でいけば押しまくられてと言つては変ですが、農業問題につきましても、私の前ちらつと言ひましたけれども、もちろん消費者のことも考へながら、ある程度自由化は必要かな、しかし、スビードの問題である。スビードの問題であると同時に国内負担の問題が十分ある。この辺を十分考へないと、我々が一生懸命補助金を切つたり行革を進めても、新しい補助金はどうんぞ出ていくよということをしきりと私が強調したことを大臣も覚えていらつしやいますか。

今度、本場に現実問題として自由化問題が強く登場してきた。その際に、それなりの国内の転換のために、ある程度経費の要することはやむを得ぬと私は思ひますけれども、ただ、それが昔の補助金を切つてまた新しい補助金をどうんぞつくり出すんじや、財政再建なんてやつていけないじやないかということをお聞きしたいと思ひますけれども、この農産物の自由化問題に對して、大臣はやはりある程度相当額の国内的な措置をやらざるを得ないというお考えでいらつしやいますか。

○富澤国務大臣 ただいまの段階は、農水大臣が再度アメリカに交渉に行かれるということであるわけですが、国内で自由化やむなしと、その上で交渉してこいということにはなつておりませんで、そこまで事態は至つておらないわけでございますから、私が今ここで余り具体的に申し上げることは交渉の邪魔になつてはいかぬと思つておりますが、仮に事態が決着をいたしましたときに

ある程度の国内の調整措置、財政負担が必要であるということになりますれば、それはまた農林大臣からそれにつきましてお話があるであらうと思ひますので、その上で検討をしなければならぬと考へております。

○安倍(基)委員 これは半ば突然の質問ですけれども、前回の質問の延長でございませうから、持ち時間がなくなりましたから、これで切り上げます。

○越智委員長 次に、正森成二君。

○正森委員 私は、いわゆる世銀法案について質問をさせていただきたいと思ひます。このころはアメリカもそうですけれども、主として開発途上国について問題を絞るなら、その累積債務、これが大変な額になつておりますが、これらが生じた原因についてはどういふように認識しておられますか。

(委員長退席、太田委員長代理着席)

○内海(幸)政府委員 ただいまの正森委員の御質問に一言でお答えするのはなかなか難しいのですが、第一には、開発途上国の側で積極的な国内開発計画をかなり進められた結果、財政赤字あるいは輸入の急増がもたらされたということ、それから第二番目には、第二次オイルショックの後、先進国の経済がある程度沈滞化したしまして、開発途上国の輸出が伸び悩んだということ、それから第三には、開発途上国の主要輸出品である一次産品価格が低迷したということ、それからさらに、一九八〇年代になりまして金利が非常に高くなつて負担が大きくなったということ、恐らくこれらの要因が複合的に重なり合つたものというふうに考へております。

○正森委員 現象的な面から数点について整理なさつたのですが、それはそれで妥当だと思ひますが、しかしその底を貫く原因といひますか、本場の現段階における累積債務の急増はどこに問題があるだろうかというふうに考へますと、言つてみれば哲學的な部分が今の答弁には不足しているのです。

それで、我々なりに見ますと、これは特にオイルショック以後のことですけれども、オイルショックというのは御承知のように石油価格が一挙に四倍から五倍に上がったということで、OPEC、先進工業国は非常に負担を負つたわけですね。それがOPEC諸国に流れたわけですね。それを何とか取り返さなければ先進工業国としてはやめていけないということで、例えばイランに代表されるようなハイ・アブソールド・カントリーというのですか、よくわかりませんが、そういう国内で非常な工業化をやるところと、どんだん西側諸国の工業製品、設備を買つて、それは短期資金として西側諸国の民間銀行に貸し付ける。それが長期資金として発展途上国等に回されて、そしてそれを原資として西側諸国の品物をどんだん買つてもらうという格好で、西側諸国から取り上げられたと言つたらおかしいですけれども、OPEC諸国に行きましたお金が還流するというシステムがオイルショック以降つくられたわけですね。

ところが、こういうぐあいにして有効需要をつくり出したのですけれども、それが先進工業国のためには販路拡大で非常によかつたのですけれども、一方途上国側は、これは急激に工業化をやつたりあるいは工業製品を買つたということのために、一九八二年以降急速に債務問題が起つてまいりました。デット・サービス・レシオというのですか、債務の輸出との割合ですね、これは二〇％を超えると非常に危険だと言われているそうですけれども、それが二〇％を軽く超える。あるいはアフリカなんかでは三〇％を超え、五〇％を超えている国さえあるというふうな危惧的な状況になりまして、特に一九八二年の後半にメキシコが返済不能になるということになりまして、民間銀行が主に累積債務の六〇％台ぐらいを占めておつたのですが、警戒心から急速に貸し出しを抑制するというふうなことになるので、もちろんそ

の間のレーガノミックスによるドル高、金利高誘導というような面での金利の負担がございまして、スプレッドというのですか、特に割り増し金利を設定する、高金利の上に割り増し金利を途上国に負わせるというようなことが起こって、今の問題が非常に深刻になってきたというように我々は考えております。

私どもだけでなしに、例えばいろいろ書物を読みまして、そういう趣旨の見地を持っておられるところは相当多いと思うのです。そうしますと、累積債務問題というのは、ただに債務国といいますが、発展途上国の責任にだけ帰せられるべきものではないに、OECD諸国といいますが、債務国側にも、大いに責任の一端を分かち合わなければならぬものがあるのではないかと議論がございまして、この点については中米八カ国が会議を開いたときにも、ガルシア大統領なども債務問題では債権国側にも共同責任があるとかそういう発言がなされておりますことは御承知のとおりであります。こういう点について、宮澤大蔵大臣はいかがお考えになりますか。

○宮澤大蔵大臣 今言われましたことは、叙述としては私はそういうことはやはりあったというふうには考えております。つまり、思い返してみますと、石油危機が起こりました後でございました言葉に、もともと発展途上国という言葉はございまして、が、非産油発展途上国という言葉は金持ちになるからでございます。産油発展途上国はどうかというところ、もう一つそのときにリサイクルという言葉がございまして、今正森委員の言われるようなリサイクルを一生懸命やった。これは、先進工業国が物を売り込もうと思つたとき私は思わぬのでございまして、非産油発展途上国を何とかして救わなければいけないということでは今おっしゃいました、そういうことが結果としては今おっしゃいましたようなところになったのだらうということ、は、私も事実そういうことがあったというふうには考えます。

○正森委員 外務省来ておりますか。多分外務省の答弁の範囲だと思ひますが、今大蔵省の国金局長も四つほど挙げた原因の一つに言いましたように、一次産品が実質価格が非常に低下しているのは低迷してある、これは世銀の世界開発報告でも明確に指摘されてあるところでございます。これに関連して一次産品基金をつくるという話がありましたことは、これは外務省もよく御承知のとおりです。そして、これは途上国は十年越しに要求しているのですけれども、御承知のとおり発効要件が、批准国が九十カ国以上であるとか、基金総額七億五千万ドルのうち義務的拠出金四億七千万ドル、三分の二以上の拠出を批准国が約束すること等とか、こういう点がありますために発効が随分長い間おくれおるといふことになっております。

〔太田委員長代理退席、委員長着席〕

それが、私も不案内であります。去年の夏ごろからソ連も参加いたしまして、それに続いて東欧の社会主義国も同調するならば三分の二が超えるとか、しかし、それにもかかわらず一番難点になっておりますのは、最大のシェアを持つておるアメリカが一次産品基金を出すのを渋つておるといふような点があったという経緯がございまして、その経緯と現在どうなっているかということについて、御報告願ひたいと思ひます。

○野坂説明員 答え申し上げます。

一次産品共通基金を設立する協定の発効でございまして、先ほど先生が御指摘になりましたように九十カ国以上の国が批准し、かつ直接資本拠出の達成率が六六・六七％以上、三分の二以上ということになっております。

現在のところでございますけれども、九十九カ国が既に批准してございまして、後者の方の直接拠出資本の達成率でございまして、現在六六・〇〇％ということになっております。したがって、あと〇・六七％達成すれば発効するといふことでございまして。最低の国は〇・〇〇％持つておりますので、あと数カ国が批准すれば発効するといふ状況でございます。

効するといふ状況でございます。

それからアメリカでございまして、確かに直接拠出資本の割合でいいますとかなり大きなシェアを占めておりますけれども、先ほど申し上げましたように、アメリカが参加しなくても数カ国が参加すれば発効するといふ状況になっております。

○正森委員 今御説明がありましたように、去年の七月まではまだソ連が参加してございまして、たので、数％持つておりますので大分差があったのですが、それが加盟したために六六・六七に對して六六・もうほんの少しということになっておるのです。しかし、一番責任があると言つたらおかしいですけれども、先進工業国であるアメリカが前から渋つて出さないといふことのために発効が随分長きにわたつておるということになっておるのです。もちろん、一次産品の共通基金が発効されたら万幸うまくいくというようにな、そんな単純なものではありませんけれども、しかし、一次産品価格が低迷して、一九八六年などは史上最低になっておるという状況のとに、しかも累積債務について、オイルショック以来いろいろなりサイクルルートを通じて工業製品が販路を獲得して、一定の経済復興に役立ったといふような点から考えますと、一次産品基金に對してかくも長い間棚上げしておるという国の責任は非常に大きいと思つておるのです。

我が国はこういう点について、「米国の説得に努めるべきだ」といふのは、これは東京新聞の八年八月十一日の社説であります。こういう点も考えますと、我が国としても応分の外交上の発言あるいは影響力の行使といふことをやる必要があるのじやないですか。

○野坂説明員 答え申し上げます。

アメリカは、一次産品共通基金を設立する協定に参加しないといふことを既に決めておると承知してございまして、過去に働きかけたことはございまして、今は、アメリカに働きかけてその効果があるかということにしましてはどうか

といふふうに考えております。いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、〇・六七％の直接資本拠出達成率を満たせば発効するわけでございまして、数カ国が批准して参加してくれば、そのうち発効するのではないかとこのように考えております。

○正森委員 今、外務省から答弁がありましたけれども、アメリカは非常に虫がよいのです。国際機関の場合に、いろいろ出資したり金を出すのは財政上の問題があるから嫌だ、しかしそれには発言権を持つて、今度の法案でも外務委員会にも出ましたけれども、自分のシェアが減るのです。そうすると、今まで協定改定のための拒否権といひますが、八〇％だったのを八五％にして、自分のシェアが二〇％あつても事実上拒否権を求めることができるようにする。しかも、減つた分の相当部分は日本に負わせるという虫のいいことをやるのです。だから、その国際機関に金を出すのが嫌なら口も出さなさいといふけれども口だけ出す。そして、より自分の言うことを聞かせやすい二国間協議を、あるいは二国間援助を優先させるというのがアメリカのやり方で、大蔵大臣、御答弁いただかないでお願いいたただけで結構なんですけれども、やはりこういうやり方は、すこぶる大國エゴといひますが、好ましくないやり方であるといふように言わなきゃならないです。

その次に、IMFにはコンディショナリティー、融資附帯条件といふのがあります。これは国金局長の答弁がもしもありませんけれども、これは非常に深刻な問題で、金は貸してやるがこういう融資条件をのまなきゃだめだといふことで、後進国に一定の条件を突きつけるわけなんです。例えば、これはニューズウィークの一九八七年七月二日に載つております論文ですけれども、ザンビアなどではこの条件を遂行しようとしたために実質賃金が六割も低下して、とうとうカウング大統領はIMFが後押しする経済改革計画を放棄した。IMFはどういうことをやったかといひますと、食料補助

金に大なたを振るって官僚機構を縮小して首を切れるということをやりました。そのためにこの論文によりますと、「ザンビアでは、カウンダ大統領が食料品への補助金の大幅削減を打ち出すや暴動で十五人が死亡。ストが相次ぎ政治生命の危険を察した大統領は、改革案を含む予算をほぼ全面的に放棄した。」というように書かれているわけであります。

それだけでなしに、いろいろなところでこれが言われておりますね。後でお聞きしますが、宮澤大蔵大臣もブラジルの蔵相と昨年お会いになりましたね。そのときにIMFと話し合いをして話をつけることが先決だというようなことをおっしゃったのですが、そのIMFのコンディショナリティー、具体的には経済調整プログラムということになるわけですが、国金局長もよく御存じでしょう。例えば、普通は公共支出の削減、増税、公共部門の借り入れ制限などによる財政均衡化対策のほか、物価や金利統制の撤廃をせよとか、賃金の引き下げをせよとか、為替相場の弾力化とか輸入規制の漸次撤廃、こういうことをやって国内総生産に対する財政赤字比率、インフレ率、貿易収支に関する短期的な目標値の達成を求めるというのが通常のやり方であります。

例えば、ブラジル政府に対して融資附帯条件として与えられた経済調整プログラムは、私の持っております本によりますと、一九八二年の貿易収支の赤字が百六十三億ドルだったのを翌年の八三年にはこれを一挙に六十億ドルにまで削減しろ、あるいは経常収支の赤字をGDPの二%に改善せよ、インフレ率を八二年は九八%であったのを七〇%に低下せよ、財政赤字が八二年にはGDPの六・五%であったのを三・五%に削減せよ、これは半減ですね。あるいは輸出促進のために為替レートの調整率を毎月のインフレ率プラス一%に加速せよ、こういう条件をつけているわけでありま

しょうか。アメリカでさえやっていけないようなことを、借金で借金で困っている途上国に押しつけるということをやっているのですね。

ところが、こういうIMFのやり方に対して、ここにございまして、宮澤大蔵大臣は、ブラジルのフナロというのですか、ちよつと読みにくい名前ですが、フナロ蔵相が去年の三月の九日、十日ごろお見えになったときに、ここに記事がありますが、宮澤大蔵大臣は「ブラジルの債務問題はブラジルだけでなく、我々の問題でもある」、これはなかなかいい御発言ですけれども、その後が悪いのですな。「ブラジルが非公式でもIMFと協議した上でないと日本を含めた債権国が動くことは難しい」との考えを示した。これは後で中曽根総理も大体そういうことのように言ったかといえ、ブラジルのフナロ蔵相はどう言ったかといえ、**「国際通貨基金と経済調整政策で」、スタンダード・イ・プログラムという言葉を使われたそうなんです、**「協議しない」というのはブラジル政府内部の完全なコンセンサスだ。こういうふうに言った上で、「IMF調整策は債権国に利点となつても債務国のためにはならない。」ということをやっているのです。ほかにもまだいろいろありますが、長いから引用いたしません、そういうふうに言っているのです。

そのほかはここに資料があつて、時間があれですから読みませんけれども、例えばペルーもこういう点では随分つらい国ですね。ペルーのアラン・ガルシア大統領というのが第八回の非同盟諸国首脳会議で演説しておりますが、その演説の中では、なかなか名文句だと思ひますが、こう言っているのです。

したがって、第三世界全体にとつてと同様、ペルーにとつても、岐路は明白である——債務が民主主義、債務が主権、債務が生命。こうして、他の諸国と力を合わせるべきことがわれわれの課題となるのである。世界の利子率を現実的に下げ、債務の条件の公式を改めさせ、われわれの原料の価格を回復させ、通貨体制を

民主化するために、われわれの力を統一することである。団結、そしてただ統一のみが、われわれの非同盟の具体的なあかしとならなければならぬ。

こう言っております。これは決して、毎々言うようですが共産党が言っているのじゃないのです。ペルーの大統領が言っている言葉なんです。こういう点について、私もこの法案には遺憾ながら賛成することができませんけれども、それはこういう前提の上でのアメリカの肩がわりの増資というの、決して第三世界のためにも発展途上国のためにもならないというように考えるからでございます。時間が、本会議の前でやめなければなりませんので、ほかにもいろいろ聞きたいことがありますがやめさせていただきますが、宮澤大蔵大臣なりあるいは国金局長が何かおっしゃられることがあればお伺ひして、終わらせていただきます。

○宮澤國務大臣 結局この問題は、大変に平たく申しますと、企業が倒産をしそうときに銀行に融資をしてくれ、いや融資をするのにはいろいろ条件があるというような話は世の中によくござい

ます。そのときに、どつちの言っていることが実際にどこまで正しいのかというのは難しい問題でござい

なりますね。しかし、それをフナロさん、いつまでもおっしゃっていたのではどうもなりませんから、日本もお助けしたいので、ある程度資金を抑制されるとか財政赤字を減らされるとかそういうことは——IMFというのは一切自分の国の敵だとおっしゃつたので、どうもならぬじやありませんかというのを私は申し上げたわけでございますが、結局お聞き入れがなくてどうなつたかといひますと、いろいろ二転三転いたしましたが、今のノブレガさんという大蔵大臣は、これはIMFと相談しなければいかなという立場になられたので、IMFの方も、確かに銀行屋が言うようなことばかり言つておつたのではないというの

は私は本当だと思ひます。それは本当だと思ひますが、そんな話は一切聞かないのだ、債務が独立かと言われていると、我々としては助けようがないといった種類の問題だと思ひます。

○正森委員 終わります。

○越智委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○越智委員長 これより国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となつております国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

世銀はIMFとともに、アメリカの戦後世界支配体制の有力な武器として機能してきました。レーガン政権は、アメリカにとつてできる限り低いコストで国際機関が西側経済社会の広範な利益に貢献し続けることを保証するとして、世銀等への出資の削減を図りつつ影響力は保持し続ける政策を進めております。今回の我が国の増資は、

このようなレーガン政権の政策に沿って、アメリカの出資減のほとんどを我が国が肩がわりするものであり、同時に、一層の海外進出のため国際機関での我が国の発言力強化を求める独占資本の要求に沿った措置であります。

今回、アメリカの出資減によって投票権シェアも減少し、世銀協定改正についてのアメリカの事実上の拒否権が失われる事態に当たって、世銀協定を改正してまでこの拒否権を維持したことはアメリカ主導・先進国本位の世銀の現状を象徴的に示しています。

IMFと世銀は、発展途上国の累積債務について、債務繰り延べの条件として輸入の削減や資金の凍結などの改革を債務国に押しつけ、その結果国民所得の激減や失業の急増などの深刻な事態を招いています。これは、世銀等が債務国の経済と国民生活を犠牲にして、先進国の独占資本と銀行への債務支払いを促進していることにはかなりません。その根源には、さきに述べたようなアメリカ主導・先進国本位の世銀の機構と運営があることを指摘せざるを得ません。

発展途上国の要求に沿って、当該国の主権を尊重し経済発展と国民生活向上に資する国際的援助を行うことは、先進国の当然の責務であります。そのためには、先進国の政府や独占資本がみずからの政治的・経済的利益追求の道具として二国間援助や国際援助機関を利用し、これを通じて発展途上国を取巻くという国際援助のあり方を根本的に改めなければなりません。世銀等の国際援助機関の非民主的な機構と運営の根本的是正もその重要な一環であります。この意味で我が党は本法案に反対することを表明し、私の討論を終わります。

○越智委員長 これにて討論は終局いたしました。

○越智委員長 これより採決に入ります。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に

伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○越智委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○越智委員長 次に、昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

本案に対し、中村正三郎君外四名から、自由民主党提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。中川昭一君

昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
（本号末尾に掲載）

○中川昭一委員 ただいま議題となりました昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、この法律の施行期日は、原案では「昭和六十二年四月一日」と定められておりますが、既にその期日を経過しておりますので、これを「公布の日」に改めることとするものであります。

以上が、本修正案の提案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○越智委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○越智委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、中村正三郎君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○越智委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○越智委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○越智委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

（報告書は附録に掲載）

○越智委員長 次に、内閣提出、証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案の両案を議題といたします。

両案について順次趣旨の説明を求めます。宮澤大蔵大臣。

金融先物取引法案 （本号末尾に掲載）

○宮澤大蔵大臣 ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近の証券市場の現状等にかんがみ、証券先物市場の整備・企業内容開示制度の見直し、内部者取引規制の整備等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、証券先物市場の整備であります。

有価証券取引に係る価格変動リスク回避の要請にこたえとともに、今後とも我が国証券市場が国際市場としての機能を発揮し得るようにするため、有価証券指数等先物取引を初めとする証券先物取引を導入することとし、その取引を証券取引所において行うとともに、有価証券の売買取引に係る投資家保護の規定を適用する等の措置を講ずることとしております。

第二は、企業内容開示制度の見直しであります。

有価証券発行市場の健全な発展のための基盤整備を図る観点から、発行開示制度を簡素化と充実の両面から見直すこととし、発行登録制度の導入、担保付き普通社債についての発行開示の義務づけ等の措置を講ずることとしております。

第三は、内部者取引規制の整備であります。

証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を一層確保するため、有価証券の発行会社の役員等が、その職務に關し内部情報を知った場合等において、その公開前に当該有価証券の取引をしてはならないこととし、この違反に対して刑事罰を科することとしております。また、会社の役員及び主要株主による自社株等の売買の報告義務を

設ける等の措置を講ずることとしております。

以上のほか、証券会社の営業年度を変更する等
所要の措置の改正を行うこととしております。

次に、金融先物取引法案につきまして御説明申
上げます。

先ほど、証券先物市場の整備について申し上げ
ましたが、金融市場におきましても、近年の金融
の自由化、国際化の進展を背景として、金融取引
に係る各種のリスクが増大し、こうしたリスクを
回避したいとする要請が高まっております。この
ような要請に適切に対応するとともに、今後とも
我が国金融市場が国際市場としての役割を果たし
ていくためには、金融先物市場の整備等を図るこ
とが不可欠となっている状況にあります。

このような状況を踏まえ、国民経済の適切な運
営及び金融先物取引等の委託者の保護を図るた
め、本法案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申
上げます。

第一は、金融先物取引所の制度の整備でありま
す。

金融先物取引所は、会員組織の法人とするこ
とに、その設立には大蔵大臣の免許を要すること
としております。また、金融先物取引所の会員等
について所要の規定を設けることとしておりま
す。

第二は、金融先物取引等の受託業についての規
制であります。

委託者保護の観点から、金融先物取引等の受託
業を営むには、大蔵大臣の許可を要することとす
るとともに、その受託業者に対し、受託契約締結
前の書面交付義務、不当な勧誘行為の禁止等必要
な行為規制を定めることとしております。

以上が、証券取引法の一部を改正する法律案及
び金融先物取引法案の提案の理由及びその内容で
あります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○越智委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし

た。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたしま
す。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後一時一分散会

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律の一部を改正する法
律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加
盟に伴う措置に関する法律の一部を改正す
る法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九
十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一項を加える。

9 前各項の規定により出資することができる金
額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国
ドルによる十一億七千九百六十万ドルの範囲内
において、出資することができ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国際復興開発銀行に対する我が国の出資の額が
増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の
増額に應ずるための措置を講ずる必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年度における国家公務員等共済組
合法の年金の額の改定の特例に関する法律の
一部を改正する法律案

昭和六十二年度における国家公務員等共済
組合法の年金の額の改定の特例に関する法
律の一部を改正する法律

昭和六十二年度における国家公務員等共済組
合法の年金の額の改定の特例に関する法律（昭和六
十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正
する。

題名中「昭和六十二年度」の下に「及び昭和六十
三年度」を加える。

第一条の見出しを「昭和六十二年度における
年金の額の改定の特例」に改め、同条第一項中
「第三項において」を「以下」に改め、「この項」の
下に「及び第三項第一項」を加え、同条第三項中
「含む」の下に「第三項第三項において同じ」を
加え、「同条」を「共済法第七十二条の二」に改め
る。

第二条の見出しを削り、同条第一項中「次項」の
下に「及び第四条第二項」を、「旧共済法による年
金」の下に「（第四条第一項において「旧共済法に
よる年金」という。）を加え、同条第二項中「含
むの下に」を「第四条第二項において同じ」を加え、
「これらの規定」を「昭和六十年改正法附則第五十
条第一項及び第二項の規定」に改め、同条の次に
次の二条を加える。

（昭和六十三年度における年金の額の改定の特
例）
第三条 共済法による年金である給付について
は、昭和六十一年の年平均の物価指数に対する
昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準
として、昭和六十三年四月分以後の当該年金で
ある給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定
の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改
定の措置が講じられたときは、共済法第七十二条
の二の規定の適用については、同条の規定によ
る年金である給付の額の改定の措置が講じられ
たものとみなす。

第四条 前条第一項及び第二項の規定は、旧共済
法による年金について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講
じられたときは、昭和六十年改正法附則第五十
条第一項及び第二項の規定の適用については、

これらの規定による年金の額の改定の措置が講
じられたものとみなす。

附則

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行す
る。

理 由

国家公務員等共済組合法の年金の額について、
厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び
国民年金法による年金たる給付の額の改定に準
じ、改定の措置を講ずる必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

昭和六十二年度における国家公務員等共済組
合法の年金の額の改定の特例に関する法律の
一部を改正する法律案に対する修正案

昭和六十二年度における国家公務員等共済組
法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を
改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「昭和六十三年四月一日」を「公布の日」
に改める。

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の
一部を次のように改正する。

証券取引法目次中「有価証券の募集又は売出に
関する届出」を「企業内容等の開示」に、「売買取
引」を「有価証券の売買取引等」に改める。

第二条第七項中「同条第二項」を「同条第四項」
に、「添附する」を「添付する」に改め、同条第八
項中「左に」を「次に」に、「なす」を「行う」に
改め、同項第一号中「有価証券の売買」の下に「有
価証券指数等先物取引、有価証券オプション取
引又は外国市場証券先物取引」を加え、同項第二
号及び第三号を次のように改める。

二 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、

有価証券オプシオン取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理

三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ 有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプシオン取引

ロ 外国有価証券市場（有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引

第二十条第八項第四号中「引受け」に改め、同項第五号中「売出し」を「売出し」に改め、同項第六号中「売出しの取扱」を「売出しの取扱」に改め、同条第十一項中「有価証券の売買取引」の下に「有価証券指数等先物取引又は有価証券オプシオン取引（以下「有価証券の売買取引等」という。）を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第十二項中「有価証券の売買取引」を「有価証券の売買取引等」に改め、同項の次に次の四項を加える。

この法律において有価証券先物取引とは、売買の当事者が証券取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつて有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができ取引をいう。

この法律において有価証券指数等先物取引とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他大蔵省令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で証券取引所の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定数値」という。）又は有価証券（株券その他大蔵省令で定める有価証券のうち証券取引所の指定するものに限る。）の価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

この法律において有価証券オプシオン取引とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプシオン」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一 有価証券の売買取引
二 有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。）

この法律において外国市場証券先物取引とは、外国有価証券市場において行われる取引であつて、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプシオン取引と類似の取引をいう。

第二章 有価証券の募集又は売出しに関する届出
第三十条中「本章」を「この章」に改め、「に掲げる有価証券」の下に、「政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券」を加える。
第四十条第一項ただし書中「一億円」を「五億円」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に、「四十日」を「二十五日」に改める。

第五十条第一項を次のように改める。

前条第一項の規定による届出をしようする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。
一 当該募集又は売出しに関する事項

二 当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第百八十八条から第百九十条の三までを除き、以下同じ。）又は発起人に關する事項その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項

第五十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「添付し」を「添付し」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書を提出している者は、前条第一項の規定による届出をしようとする場合には、前項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとり込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で大蔵省令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、同項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一 既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書を提出していること。
二 当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が既に発行した有価証券の有価証券市場における取引状況等に関し大蔵省令で定める基準に該当すること。

第八十条第一項中「三十日」を「十五日」に改め、同条第三項中「認める場合」の下に「又は当該届出書類の届出者に係る第五十条第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合」を加える。

第十一條第一項中「規定する届出書」の下に「若しくは第二十三條の第三項に規定する発行登録書若しくは第二十三條の八第一項に規定する発行登録追補書類」を加え、「行なわせた」を「行わせた」に改め、「効力」の下に「若しくは当該発行登録書若しくは当該発行登録追補書類に係る発行登録の効力」を加え、「又は第八條第一項」を「又は第八條第一項（第二十三條の五第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十三條第二項中「内容のうち、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるもの」を「事項（大蔵省令で定めるものを除く。）に関する内容」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五條第三項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

第十三條第四項中「目論見書」の下に「第二項の規定により記載すべき事項のほか」を加える。
第十五條第一項中「第九十条」を「第四十七條の二、第九十条」に改め、「第二十一條第一項及び第四項」の下に「第二十三條の八第一項」を加え、「並びに第百五十六條の九」を「第百五十六條の九並びに第百八十八條第二項」に改める。

第二十三條の次に次の十一條を加える。
第二十三條の二 第五條第三項の規定の適用を受ける届出書若しくは当該届出書に係る訂正届出書が提出され、又は当該届出書に係る目論見書が作成された場合における第七條、第九條から第十一條まで及び第十七條から第二十三條まで

認めるときも、同様とする。この場合においては、発行予定額の増額、発行予定期間の変更その他の大蔵省令で定める事項を変更するための訂正を行うことはできない。

第二十三条の五 第八条の規定は、発行登録の効力の発生について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第一項の規定による届出書（同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条の規定による訂正届出書。次項において同じ。）」とあるのは、「第二十三条の三第一項に規定する発行登録書（以下第二十三条までにおいて「発行登録書」という。）」と、同条第二項中「前条の規定による訂正届出書」とあるのは、「第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「第五条第一項の規定による届出書」とあるのは、「発行登録書」と、同条第三項中「第五条又は前条の規定による届出書類」とあるのは、「発行登録書及びその添付書類又は第二十三条の三第三項に規定する発行登録（以下第二十三条までにおいて「発行登録」という。）が効力を生ずることとなる日前において提出される第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「当該届出書類の届出者」とあるのは、「これらの書類の提出者」と読み替へるものとする。

発行登録が効力を生じた日以後に、前条の規定により訂正発行登録書が提出された場合には、大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該訂正発行登録書が提出された日から十五日を超えない範囲内において大蔵大臣が指定する期間、当該発行登録の効力の停止を命ずることができる。

第二十三条の六 発行登録に係る有価証券の発行予定期間は、発行登録の効力が生じた日から起算して二年を超えない範囲内において大蔵省令で定める期間とする。

発行登録は、前項の発行予定期間を経過した日に、その効力を失う。

第二十三条の七 前条第一項に定める発行予定期

間を経過する日前において発行予定額全額の有価証券の募集又は売出しが終了したときは、発行登録者は、大蔵省令で定めるところによりその旨を記載した発行登録取下届出書を大蔵大臣に提出して、発行登録を取り下げなければならない。

前項の場合においては、発行登録は、前条第二項の規定にかかわらず、大蔵大臣が当該発行登録取下届出書を受領した日に、その効力を失う。

第二十三条の八 発行登録者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社は、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている有価証券については、当該発行登録がその効力を生じており、かつ、当該有価証券の募集又は売出しごとにその発行価額又は売価額の総額、発行条件又は売出条件その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるところを記載した書類（以下「発行登録追補書類」という。）が大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に提出されなければならない。これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。ただし、有価証券の募集又は売出しごとの発行価額又は売価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで大蔵省令で定めるところについては、この限りでない。

有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行われる場合には、当該募集又は売出しに関する発行登録追補書類の提出は、その日の十日前までにしなければならない。ただし、有価証券の発行価額又は売価額その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

第四條第三項及び第四項の規定は、第一項ただし書の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しが行われる場合に準用する。

第一項の発行登録追補書類には、同項の大蔵省令で定める事項のほか、大蔵省令で定めると

ころにより、第五條第一項第二号に掲げる事項につき当該発行者に係る直近の参照書類を参照すべき旨を記載するとともに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十三條の九 大蔵大臣は、発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類若しくは第二十三條の四の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）に形式上の不備があり、又はこれらの書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、これらの書類の提出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し訂正発行登録書の提出を命ずることができる。

発行登録が効力を生ずる日前に前項の規定による処分があつた場合においては、当該発行登録は、第二十三條の五第一項において準用する第八條の規定にかかわらず、大蔵大臣が当該発行登録に係る発行登録書を受領した日から大蔵大臣が指定する期間を経過した日に、その効力を生ずる。

前項の場合において、大蔵大臣が指定する期間内に第二十三條の四の規定による訂正発行登録書の提出があつた場合には、大蔵大臣が当該訂正発行登録書を受領した日に、発行登録書の受理があつたものとみなす。

前項の場合において、大蔵大臣は、第二十三條の四の規定による訂正発行登録書の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又は当該訂正発行登録書の提出に係る第五條第一項第二号に掲げる事項に関する情報既に公衆に広範に提供されていると認める場合においては、第二項において大蔵大臣が指定した期間に満たない期間を指定することができる。この場合においては、発行登録は、その期間を経過した日に、その効力を生ずる。

第三項の規定は、前項の規定による期間の指定があつた場合において、当該指定された期間

内に第二十三條の四の規定による訂正発行登録書の提出があつたときに準用する。

第二十三條の十 大蔵大臣は、発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三條の四若しくは前条第一項の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）又は発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該書類の提出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し訂正発行登録書の提出を命ずることができる。

前条第二項から第五項までの規定は、発行登録が効力を生ずる日前に前項の規定による訂正発行登録書の提出命令があつた場合に準用する。

大蔵大臣は、発行登録が効力を生じた日以後に第一項の規定による処分を行つた場合において必要があると認めるときは、当該発行登録の効力の停止を命ずることができる。

前項の規定による停止命令があつた場合において、第一項の規定による訂正発行登録書が提出され、かつ、大蔵大臣がこれを適当と認めたときは、大蔵大臣は、前項の規定による停止命令を解除するものとする。

前各項の規定は、大蔵大臣が、第一項の規定により提出された訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見した場合に準用する。

第二十三條の十一 大蔵大臣は、発行登録書及びその添付書類、第二十三條の四、第二十三條の九第一項若しくは前条第一項（同条第五項にお

いて準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類のうち重要な事項について虚偽の記載がある場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該発行登録書及びその添付書類、当該訂正発行登録書若しくは当該発行登録追補書類及びその添付書類（以下この条において「発行登録書類等」という。）又は当該発行登録書類等の提出者がこれを提出した日から一年以内に提出する第五條第一項に規定する届出書若しくは発行登録書若しくは発行登録追補書類について、これらの書類の提出者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、公益又は投資者保護のため相当と認められる期間、当該発行登録書類等に係る発行登録の効力、当該届出書に係る届出の効力若しくは当該発行登録書若しくは当該発行登録追補書類に係る発行登録の効力の停止を命じ、又は第八條第一項（第二十三條の五第一項において準用する場合を含む。）に規定する期間を延長することができる。

前項の規定による処分があつた場合において、大蔵大臣は、同項の記載につき第二十三條の四又は前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出された訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）の内容が適当であり、かつ、当該提出者の発行する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けても公益又は投資者保護のため支障がないと認めるときは、前項の規定による処分を解除することができる。

第二十三條の十二 第六條の規定は、発行登録書及びその添付書類、第二十三條の四、第二十三條の九第一項若しくは第二十三條の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類が提出された場合に準用する。

第十三条(第三項を除く。)の規定は、発行登録を行つた有価証券の発行者及びその者の作成する目論見書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の目論見書は、第五条第一項に規定する届出書(当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。に記載すべき事項(大蔵省令で定めるものを除く。))に関する内容」とあるのは、「前項の目論見書においては、発行登録書又は第二十三条の四の規定による訂正発行登録書又は第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類(以下第二十三条までにおいて「発行登録追補書類」という。)に記載すべき内容」と、「記載したものでなければならぬ。ただし、第五条第三項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合においては、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす」とあるのは、「記載するとともに、当該発行者に関する第五条第一項第二号に掲げる事項については、当該発行者の作成した参照書類を参照すべき旨記載するものとする」と、同条第五項中「前三項」とあるのは、「第二項若しくは前項」と読み替へるものとする。

第十五条(第一項を除く。)の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第十三条第二項及び第四項」とあるのは、「第二十三條の十二第二項において準用する第十三条第二項及び第四項」と、同条第三項中「第四条第一項の規定による届出書がその効力を生じた日」とあるのは、「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された日」と、「第十条第一項又は第十一條第一項」とあるのは、「第二十三條の十第三項又は第二十三條の十一第一項」と読み替へるものとする。

第十六条の規定は、第二十三條の八第一項の規定又は前項において準用する第十五條第二項若しくは第三項の規定に違反して有価証券を取

得させた者について準用する。

第十七条、第十八條第二項及び第二十一條第三項の規定は、第二項において準用する第十三條第一項の規定により作成された目論見書について準用する。この場合において、第十七條中「目論見書」とあるのは、「目論見書(当該目論見書に係る参照書類を含む。)」と、第十八條第二項及び第二十一條第三項中「目論見書のうちに」とあるのは、「目論見書及び当該目論見書に係る参照書類のうちに」と読み替へるものとする。

第十八條第一項、第二十一條第一項、第二項及び第四項、第二十二條並びに第二十三條の規定は、発行登録書及びその添付書類、第二十三條の四、第二十三條の九第一項若しくは第二十三條の十第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類が提出された場合に準用する。この場合において、第十八條第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは、「発行登録書及びその添付書類、第二十三條の四、第二十三條の九第一項若しくは第二十三條の十第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による訂正発行登録書(以下第二十三條までにおいて「訂正発行登録書」という。))又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは、「発行登録書及びその添付書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類」と、第二十一條第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは、「発行登録書及びその添付書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類のうちに」と読み替へるものとする。

付書類並びにこれらの書類に係る参照書類のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは、「発行登録書及びその添付書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類」と、第二十三條第一項中「第四條第一項の規定による届出書があり、かつ、その効力が生じたこと」とあるのは、「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出されたこと」と、「第十条第一項若しくは第十一條第一項」とあるのは、「第二十三條の十第三項若しくは第二十三條の十一第一項」と、「当該届出書」とあるのは、「当該発行登録」と、「有価証券届出書」とあるのは、「発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。))及びその添付書類、訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。))又は発行登録追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。))及びその添付書類」と読み替へるものとする。

第十九條の規定は、前二項の規定により準用する第十八條の規定により損害賠償の責めに任ずべき場合に準用する。この場合において、第十九條第二項中「有価証券届出書」とあるのは、「発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。))及びその添付書類、第二十三條の四、第二十三條の九第一項若しくは第二十三條の十第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。))又は発行登録追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。))及びその添付書類」と読み替へるものとする。

第二十條の規定は、第五項及び第六項の規定により準用する第十八條の規定による賠償の請求権について準用する。この場合において、第二十條中「有価証券届出書」とあるのは、「発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。))及びその添付書類、第二十三條の四、第二十三條の九第一項若しくは第二十三條の十第一項

(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。))又は発行登録追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。))及びその添付書類」と読み替へるものとする。

第二十四條第一項中「の事項で、」を削り、「定めるもの」を「定める事項」に改め、「三通」を削り、「三箇月」を「三月」に改め、同条第二項中「三通」を削る。

第二十四條の三中「届出書」の下に「又は発行登録書若しくは発行登録追補書類」を加える。

第二十四條の四に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「有価証券を取得した者(募集又は売出しに応じて取得した者を除く。)」とあるのは、「有価証券を取得した者」と読み替へるものとする。

第二十四條の五第一項中「六箇月間」を「六月間」に改め、「の事項で、」を削り、「定めるもの」を「定める事項」に改め、「三通」を削り、「三箇月」を「三月」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に改め、「三通」を削る。

第二十五條第一項第一号中「有価証券届出書」の下に「(第五條第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。)」を加え、同項第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「添付書類」を「添付書類」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第五條第三項の規定の適用を受ける届出書

る行為（以下「有価証券オプシオン取引等」とい

第五十条第一号の次に次の一号を加える。

二 有価証券指数等先物取引に関連し、約定指

指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若

を行う場合には、適用しない。

一 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の

償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第一百七条の二第一項において「国債証券等」という。）

第二條第八項各号に掲げる行為「同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。」

二 次に掲げる取引 第二條第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ 国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ 外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ 第二條第一項第八号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ 外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ 外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

第六十五條の二第一項を次のように改める。

銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為のいずれかを営業として行おうとするときは、政令で定めるところにより、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。ただし、同条第一項ただし書に該

当する行為を除くものとし、同条第二項第一号に定める行為のうち第二條第八項第四号に掲げる行為にあつては、売出しの目的をもつて行うものに限る。

第六十五條の二第三項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第五十四條第一項（第三号に限る。）第五十七條の二及び第六章の規定は、認可を受けた金融機関が、国債証券等の有価証券先物取引に係る第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第二号に掲げる取引に係る第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為を行う場合に準用する。

第六十五條の二に次の一項を加える。

認可を受けた金融機関が、国債証券等の有価証券先物取引に係る第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第二号に掲げる取引については、同項中「認可を受けた金融機関」とあるのは「認可を受けた金融機関若しくは当該金融機関と取引をする者」と、「第一項の認可」とあるのは「当該金融機関の第一項の認可」と、「当該認可」とあるのは「当該金融機関の当該認可」とする。

第六十七條第一項中「その他の取引の下に、並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等」を加え、「且つ」を「かつ」に、「以て」を「もつて」に改める。

第六十九條第一項中「左の」を「次の」に、「添付書類」を「添付書類」に改め、同項第一号中「その他の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等」を加え、「且つ」を「かつ」に、「十分でないとき」を「十分でないとき」に改め、同項第二号中「あるとき」を「あるとき」に改める。

第七十一條中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「その他の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等」を加え、「且つ」を「かつ」に、「目的とするとき」を「目的とするとき」に改め、同条第二号中「つとめること」を「努めること」に改め、同条第三号中「の外」を「のほか」に、「できること」を「できること」に改め、同条第四号中「基いて」を「基づいて」に、「なして」を「して」に改め、「その他の取引」の下に「若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等」を加え、「できること」を「できること」に改め、同条第五号中「基く」を「基づく」に、「であること」を「であること」に改め、同条第六号中「であること」を「であること」に改め、同条第七号中「これを」を削り、「させること」を「させること」に改める。

第七十四條中「その他の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第八十三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「且つ」を「かつ」に、「売買取引」を「有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」に、「十分であることを」を「十分であることを」に改め、同項第二号中「であること」を「であること」に改め、同項第三号中「有価証券の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に係る第二條第八項第一号から第三号までに掲げる行為」を加え、「且つ適當であること」を「かつ適當であること」に改める。

第八十八條中「左に」を「次に」に改め、同条第十一号中「上場有価証券」の下に「上場有価証券指数又は上場オプション」を加える。

第九十七條第四項中「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に、「因り」を「より」に、「先立ち」を「先立ち」に改める。

第九十八條中「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に改める。

第九十九條第一項中「なした売買取引」を「した有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」に、「その売買取引」を「これらの取引」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「その売買取引」を「同項に規定する取引」に改める。

第五章第四節の節名中「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に改める。

第七十七條中「売買取引」を「有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」に、「これをなす」を「行う」に改める。

第七十七條の二第一項を次のように改める。

前条の規定にかかわらず、証券取引所は、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えることができる。

一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（以下「証券先物取引等」という。）を、会員以外の証券会社及び政令で定める外国証券会社

二 証券先物取引等（国債証券等に係る有価証券先物取引並びに第六十五條第二項第二号イ、ハ及びニに掲げる取引に限る。）認可を受けた金融機関のうち大蔵省令で定める業務を行う者

第七十七條の二第二項中「国債証券等に係る先物取引」を「同項各号に掲げる取引」に、「第二百二十九條第二項」を「第二百二十九條第三項」に改める。

第八十八條中「左に」を「次に」に改め、同条第一号及び第四号中「売買取引」を「有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」に改め、同条第五号中「受渡」を「受渡し」に改め、同条第六号中「事項の外売買取引」を「事項のほか、有価証券の売買取引等」に改める。

前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、有価証券指数等先物取引にあつては同項中「売買の別」とあるのは「現実指数値若しくは現実指数が約定指数若しくは約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者と否か又は当該金銭を受領する立場の当事者と否かの別」と、「価格」とあるのは「約定指数若しくは約定数値」と、有価証券オプション取引にあつては同項中「売買の別」とあるのは「オプションを付与する立場の当事者となるか取得する立場の当事者となるかの別」と、「価格」とあるのは「対価の額」と読み替へるものとする。

第五章第五節の節名中「売買取引」を「有価証券の

「取扱いを行う」に改める。

第百二十八条第一項及び第二項中「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に、「取扱をなす」を「取扱いを行う」に改める。

第百二十九条第二項中「前項」を「第一項（前項において準用する場合を含む。）」に、「売買取引を六箇月」を「有価証券の売買取引等を六月」に改め、

同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、同項中「売付若しくは買付をせず」とあるのは「当該取引を行わず」と、「売買を」とあるのは「当該取引と類似の取引を」と読み替えるものとする。

第百三十条第一項中「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に改め、同項第二号中「受渡」を「受渡し」に改め、同項第三号中「売買取引」を「有価証券の売買取引」に改め、同項第五号中の「外売買取引」を「ほか、有価証券の売買取引、有価証券

指数等先物取引及び有価証券オプション取引」に改める。

第三百三十二条第一項中「先物取引」を「証券先物取引等」に、「委託者」を「大蔵省令で定める場合

を除き、委託者に改め、同条第二項中「先物取引」を「証券先物取引等」に、「の利率は」を「の額は」に、「定める利率」を「定める方法により算出した額」に改める。

第三百三十三条に次の一項を加える。

前項第二号の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、有価証券指数等先物取引にあつては同号中「有価証券」とあるのは「約定指数又は約定数値」と、「騰貴して」とあるのは「上昇して」と、「その買付をなし」とあるのは「現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をし」と、「下落して」とあるのは「低下して」と、「その売付をなすべき」とあるのは「現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を下回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をし」と、有価証券オプション取引にあつては同号中「有価証券」とあるのは「オプション」と、「その買付をなし」とあるのは「オプションを取得する立場の当事者となり」と、「その売付をなすべき」とあるのは「オプションを付与する立場の当事者となるべき」と読み替へるものとす。

第三百五十四条中「且つ」を「かつ」に、「証券取引所に対しその」を「証券取引所若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者に対し当該証券取引所の」に改める。

第三百五十五条第一項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「基いて」を「基つて」に、「違反し」を「違反したとき」に、「基く」を「基づく」に、「以下本号中定款等」を「以下この号において定款等」に、「なす」を「執る」に、「命ずること」を「命ずること」に改め、同項第二号中「売買取引の状況」を「有価証券の売買取引等の状況」に、「売買取引の全部」を「有価証券市場における有価証券の売買取引等の全部」に、「三箇月」を「三月」に、「命ずること」を「命

ずること」に改める。

第三百五十六条中「売買取引」を「有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三百五十七条中「なす」を「行う」に改め、「その他の取引」の下に「若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等を加え、売買取引」を「有価証券の売買取引等」に、「争」を「争い」に改める。

第三百六十三条中「六箇月」を「六月」に、「売買取引」を「有価証券の売買取引等」に改める。

第三百六十五条中「その他の取引」の下に「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を加え、審議会」というのを「審議会」というに改める。

第三百八十五条第一項中「第六十五條の二第五項」を「第六十五條の二第六項同条第七項において読み替へて適用する場合を含む」に改める。

第三百八十八條を次のように改める。

第三百八十八條 会社の役員及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名称をもつて発行済株式の総数の百分の十以上の株式（株式の所有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。）を有している株主をいう。以下この条から第九十條の二までにおいて同じ。）は、自己の計算において証券取引所に上場されている当該会社の株券、転換社債券、新株引受権付社債券若しくは新株の引受権を表示する証券又はこれらの有価証券の売買取引に係るオプション（以下この条及び次条において「株券等」という。）の買付け又は売付け（オプションにあつては、取得又は付与。以下この条及び次条において同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該会社の株券等の買付け又は売付けをする場合であつて大蔵省令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）においては、大蔵省令で定めるところにより、その売買（オプション

の取得又は付与を含む。以下この項及び次条において同じ。）に関する報告書を売買があつた日の属する月の翌月十五日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、買付け又は売付けの態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

前項に規定する役員又は主要株主が当該会社の株券等の買付け又は売付けを証券会社に委託して行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社を経由して提出するものとする。

第三百八十九條第一項中「自己又は他人（仮設人を含む。）の名称を以て発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出資者をいう。以下同じ。」を削り、「当該会社の株式」を「証券取引所に上場されている当該会社の株券等」に改め、「について」の下に「自己の計算において」を加え、「買付け」を「買付け」に、「六箇月」を「六月」に、「売付け」を「売付け」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「売付けし又は買付け」を「買付けをし、又は売付け」に改め、「主要株主でない場合」の下に「及び役員又は主要株主の行う買付け又は売付けの態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合」を加え、「これを」を削り、同条第三項の次の四項を加える。

大蔵大臣は、前条の報告書の記載に基づき、会社の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に關し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該会社に送付するものとする。ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを当該役員若しくは主要株主又は当該会社に送付する前において、第一項の利益が当該会社に提供され

たことを知つた場合には、この限りでない。

前項本文の規定により会社の役員又は主要株主に利益関係書類の写しを送付された場合において、当該役員又は主要株主は、当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買を行つていないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、大蔵大臣に、その旨の申立てをすることができ。

前項の規定により、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買を行つていない旨の申立てがあつた場合には、第四項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、大蔵大臣に対する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。

大蔵大臣は、第四項の規定に基づき会社に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において大蔵大臣が第一項の利益が当該会社に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前において、第一項の利益が当該会社に提供されたことを知つた場合には、この限りでない。

第三百八十九條に次の一項を加える。

第四項において、大蔵大臣が会社の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合における当該利益の算定の方法については、大蔵省令で定める。

第九十條を次のように改める。

第九十條 会社の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券取引所に上場されている当該会社の発行する株券、転換社債券、新株引受権付社債券又は新株の引受権を表示する証券（以下この条において「株券等」という。）の売付けで

あつて、その売付けに係る株券等の額が、その者が有する当該会社の同種の株券等の額として大蔵省令で定める額を超えるもの

二 当該会社の株券等の売買取引に係るオプションの取得(当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。)又は付与(当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。)であつて、取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買取引に係る株券等の額が、その者が有する当該会社の同種の株券等の額として大蔵省令で定める額を超えるもの

第百九十条の次に次の二条を加える。

第百九十条の二 次の各号に掲げる者(以下この条において「会社関係者」という。)であつて、第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものその他の政令で定める有価証券(以下この条において「上場株券等」という。)の発行者である会社の業務等に関する重要事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該会社の上場株券等(上場株券等の売買取引に係るオプションを含む。以下この条において同じ。)の売買(オプションにあつては、付与又は取得をいう。)その他の有価証券の譲渡又は譲受け(以下この条において「売買等」という。)をしてはならない。当該会社の業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該会社の役員、代理人、使用人その他の従業者(以下この条及び次条において「役員等」という。)その他の職務に関し知つたとき

二 商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権

第一類第五号

大蔵委員会議録第十四号 昭和六十三年四月二十六日

利を有する株主(当該株主が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)であるときはその役員等を、当該株主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。) 当該権利の行使に関し知つたとき

三 当該会社に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知つたとき
四 当該会社と契約を締結している者(その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)であつて、当該会社の役員等以外のもの 当該契約の締結又は履行に関し知つたとき

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等(その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該会社の業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。)その他の職務に関し知つたとき

前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実(第一号及び第二号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。)をいう。

一 当該会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと

イ 株式 転換社債及び新株引受権付社債の発行

ロ 資本の減少

ハ 株式の分割

ニ 利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配(その一株当たりの額又は方法が直近の利益の配当

又は金銭の分配と異なるものに限る。)

ホ 合併
ヘ 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
ト 解散(合併による解散を除く。)

チ 新製品又は新技術の企業化
リ 業務上の提携その他のイからチまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二 次に掲げる事実が発生したとき。
イ 災害又は業務に起因する損害
ロ 主要株主の異動

ハ 上場株券等の上場の廃止の原因となる事実
ニ イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

三 当該会社の売上高、経常利益又は純利益(以下この条において「売上高等」という。)について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものに限る。)が生じたこと

四 前三号に掲げる事実を除き、当該会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
会社関係者(第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。)から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者(同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。)は、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該会社の上場株券等の売買等をしてはならない。

第一項、第二項第一号及び第三号並びに前項

の公表がされたとは、会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、会社の業務執行を決定する機関の決定又は会社の売上高等について、当該会社により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該会社が提出した第二十五条第一項に規定する書類にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 新株引受権を有する者が当該新株の引受権を行使することにより株券を取得する場合
二 転換社債を有する者がその転換の請求により株券を取得する場合

三 商法第二百四十五条の二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

四 当該会社の株券等(第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。)に係る同項に規定する公開買付け(同項ただし書に規定する政令で定める公開買付けを除く。)又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該会社の取締役会が決定した要請に基づいて、当該会社の上場株券等の買付け(オプションにあつては、取得(オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る上場株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。)をいう。)その他の有価証券の譲受けをする場合

五 第百二十五条第三項の政令で定めるところにより売買等をする場合

六 第二条第一項第四号に掲げる社債券(転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。)又は当該社債券の売買取引に係るオプションの売買等をする場合(大蔵省令で定める場合を除く。)

七 第一項又は第三項の規定に該当する者の間

において、有価証券市場によらないで売買等をする場合（当該売買等の当事者の双方において、当該売買等に係る上場株券等について、更に第一項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知っている場合を除く。）

八 会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該会社の上場株券等の売買等に関する契約の履行又は会社の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該会社の上場株券等の売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかでない売買等をする場合（大蔵省令で定める場合に限る。）

第九十条の三 次の各号に掲げる者（以下この条において「公開買付者等関係者」という。）であつて、第二十七条の二第一項に規定する株券等で証券取引所に上場されているもの（以下この条において「株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（同項ただし書に規定する政令で定める公開買付けを除く。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるもの（以下この条において「公開買付け等」という。）をする者（以下この条において「公開買付者等」という。）の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合に於ては当該公開買付け等に係る株券等（株券等の売買取引に係るオプションを含む。以下この項において同じ。）の買付けその他の有価の譲受け（以下この条において「買付け等」という。）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合に於ては当該公開買付け等に係る株券等の売付けその他の有価の譲渡（以下この条において「売付け等」という。）をしてはな

らない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた公開買付者等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後一年以内のものについて、同様とする。

一 当該公開買付者等の役員等（当該公開買付者等が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）その者の職務に関し知つたとき。

二 当該公開買付者等の商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主（当該株主が法人であるときはその役員等を、当該株主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に関し知つたとき。

三 当該公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知つたとき。

四 当該公開買付者等と契約を締結している者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該公開買付者等が法人であるときはその役員等以外のもの、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人以外のもの、当該契約の締結又は履行に関し知つたとき。

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該公開買付者等の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を知つた場合におけるその者に限る。）その者の職務に関し知つたとき。

前項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実とは、公開買付者等（当該公開買付者等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をい

う。以下この項において同じ。）が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたこと又は公開買付者等が当該決定（公表がされたものに限り。）に係る公開買付け等を行わないことを決定したことをいう。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものであるとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

第一項に規定する買付けには、オプションの取得（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を含むものとし、同項に規定する売付けには、オプションの取得（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において売主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）を含むものとする。

公開買付者等関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該公開買付者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（以下この条において「公開買付け等事実」という。）の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該公開買付け等事実を知つたものを除く。）は、当該公開買付け等事実の公表がされた後でなければ、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合に於ては当該公開買付け等に係る株券等（株券等の売買取引に係るオプションを含む。第六項第五号を除き、以下この条において同じ。）の買付け等をしてはならず、第一項に規定する公開買付け等の中

止に関する事実に係る場合に於ては当該公開買付け等に係る株券等の売付け等をしてはならない。

第一項、第二項及び前項の公表がされたとは、公開買付け等事実について、当該公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと、第二十七条の三第二項の規定により公告がされたこと又は第二十七条の七第一項に規定する公開買付届出書が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

第一項及び第四項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 新株引受権を有する者が当該新株の引受権を行使することにより株券を取得する場合

二 転換社債を有する者がその転換の請求により株券を取得する場合

三 商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき公開買付け等事実に係る株券等の買付け等又は売付け等をする場合

四 公開買付者等の要請（当該公開買付者等が会社である場合には、その取締役会が決定したものに限り。）に基づいて当該公開買付け等に係る株券等の買付け等をする場合（当該公開買付者等に当該株券等の売付け等をする目的をもつて当該株券等の買付け等をする場合に限り。）

五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る株券等の発行者である会社の取締役会が決定した要請に基づいて当該会社の株券等（株券等の売買取引に係るオプションを含む。）の買付け等をする場合

六 第二百二十五条第三項の政令で定めるところにより株券等の買付け等又は売付け等をする場合

七 第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた者が有価証券市場によらな

九十六條の二 この法律の規定に基づき命令
制定し、又は改廃する場合においては、その

する場合を含む。」を加える。

第二百条第 号中「第十二条」の下に、「第二十

条の十二第二項を加え、同条第二号の二中「第

十七条」を、「第二十三条の十二第三項において

用し、及びこれらの規定を第二十七条」に改め、

一 第四条第二項、同条第四項（第二十三條の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第五項（第二十三條の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第十五條第三項（第二十三條の十二第三項において準用

る場合を含む。」を加え、同条第三号中「第五十四条第一項」の下に「(第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号の二中「第五十七条の二」の下に「(第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二百九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第六十七条第五項又は第七十九条第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）

第二百十条を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十二条の改正規定、附則第十六条中証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第十八条の二の改正規定及び附則第十八条中外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十九条第一項の改正規定は昭和六十四年四月一日から、第九十条の次に二条を加える改正規定、第二百条第四号の改正規定及び附則第十二条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第四條第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する有価証券の募集又は売出し（施行日前にした改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）第四條第一項の規定による届出に係るものを除く。）について適用し、施行日前に開始した有価証券の募集又は売出し及び施行日前にした旧法第四條第一項の規定による届出に係る有価証券の募集又は売出して施行日以後に開始するものについては、なお従前の例による。

第三条 新法第四條第二項の規定は、施行日から二十五日を経過した日以後の一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行われる有価証券の募集又は売出しについて適用し、当該経過した日前における一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行われる有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

第四條 新法第八條の規定は、施行日以後に提出される有価証券届出書について適用し、施行日前に提出された有価証券届出書については、なお従前の例による。

第五條 施行日前にその募集又は売出しにつき旧法第四條第一項の規定による届出があつた有価証券の発行者である会社は、施行日において新法第四條第一項本文の規定の適用を受けた有価証券の発行者である会社とみなして、新法第二十四條第一項の規定を適用する。

第六條 新法第二十四條の四の規定は、施行日以後に提出される有価証券報告書について適用し、施行日前に提出された有価証券報告書については、なお従前の例による。

第七條 この法律の施行の際現に旧法第二十八條第二項第一号又は第二号の免許を受けている証券会社は、この法律の施行の際新法第二十八條第二項第一号又は第二号の免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法第二十八條第二項第一号又は第二号の免許に係る旧法第二十九條第一号又は第二号の免許に係る新法第二十九條第一項の条件とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第六十五條の二第一項の規定により同条第二項において準用する旧法第二十八條第二項第一号又は第二号の認可を受けている金融機関は、この法律の施行の際新法第六十五條の二第一項の規定により同条第二項において準用する新法第二十八條第二項第一号又は第二号の認可を受けたものとみなす。この場合において、旧法第六十五條の二第一項の規定による同条第二項において準用する旧法第二十八條第二項第一号又は第二号の認可に係る旧法第六十五條の二第二項において準用する旧法第二十九條第一項の条件は、新法第六十五條の二第二項の規定による同条第二項において準用する新法第二十八條第二項第一号又は

第二号の認可に係る新法第六十五條の二第二項において準用する新法第二十九條第一項の条件とみなす。

第八條 昭和六十三年十月から開始する証券会社の営業年度についての旧法第五十二條の規定の適用については、同条中「翌年九月」とあるのは、「翌年三月」とする。

2 証券会社の営業年度について前項の規定を適用する場合における旧法第五十七條の規定の適用については、同条中「毎決算期」とあるのは、「当該営業年度に係る決算期」とする。

第九條 この法律の施行の際現に旧法第六十二條第一項の規定により証券会社が登録を受けている外務員については、新法第六十二條第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

第十條 新法第八十八條の規定は、施行日以後に行われる同条の株券等の同条の買付け又は売付けについて適用する。

第十一條 新法第八十九條の規定は、施行日以後に行われる同条の株券等の同条の買付け又は売付けに係る利益について適用し、施行日前に行われた旧法第八十九條の規定による同条の株式の買付け又は売付けに係る利益については、なお従前の例による。

第十二條 新法第九十條の二の規定は、その施行の日以後に生じた同条第一項に規定する業務等に関する重要事実（同条第二項第一号に規定する会社の業務執行を決定する機関がした同条に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が同日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第三号に掲げる事実にあつては同日以後に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して生じたものに限る。）を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者について、適用する。

2 新法第九十條の三の規定は、その施行の日以後に生じた同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実にあつては、同項に規定する公開買付け等を行うことについての同条第二項に規定する公開買付け等の決定が同日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者について、適用する。

（証券取引法の一部を改正する法律の一部改正）

第十三條 証券取引法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項を削る。

第十四條 証券取引法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、第十二項を削る。

（証券取引法の一部を改正する法律の一部改正）

第十五條 前条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の証券取引法の一部を改正する法律附則第四項の規定の適用を受けて開始された有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

（証券投資信託法の一部改正）

第十六條 証券投資信託法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「運用すること」の下に「（当該運用に関連して有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引を行うことを含む。次条において同じ。）」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「国債証券」の下に「又は同法第六十五條第二項第二号ハに規定する外国国債証券」を加え、同条第三項を同

等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実にあつては、同項に規定する公開買付け等を行うことについての同条第二項に規定する公開買付け等の決定が同日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者について、適用する。

条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において、「有価証券指数等先物取引」とは証券取引法第二十四条に規定する有価証券指数等先物取引をいい、「有価証券オプション取引」とは同条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、「外国市場証券先物取引」とは同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引をいう。

第三條中「除く外」を「除くほか」に改め、「運用すること」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引を行うことにより運用することを含む」とを加え、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第十八條の二中「毎年十月一日を「毎年四月一日」に、「翌年九月三十日」を「翌年三月三十一日」に改める。

(証券投資信託法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 昭和六十三年十月一日から開始する委託会社の営業年度についての前条の規定による改正前の証券投資信託法第十八條の二の規定の適用については、同条中「翌年九月三十日」とあるのは、「翌年三月三十一日」とする。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第十八條 外国証券業者に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「又は証券会社」を「証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引に、」から第四項まで又は第九項を「及び第二項」に改め、「国債証券」の下に「又は同法第六十五條第二項第一号ハに規定する外国国債証券」を加え、「有価証券の募集、有価証券の売出し又は証券会社」を「同法第二條第三項に規定する有価証券の募集、同条第四項に規定する有価証券の売出し、同条第九項に規定する証券会社、同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十五項に規定する有価証券オプション取引又は同

条第十六項に規定する外国市場証券先物取引」に改める。

第二條第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 有価証券指数 証券取引法第二條第十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。

六 オプション 証券取引法第二條第十五項に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。

第三條第三号各号を次のように改める。

一 証券取引法第二條第八項第一号(定義)に掲げる行為を行う業務の免許

二 証券取引法第二條第八項第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務の免許

三 証券取引法第二條第八項第四号及び第五号に掲げる行為を行う業務の免許

四 証券取引法第二條第八項第六号に掲げる行為を行う業務の免許

第五條第三号中「取引の状況」の下に「並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る証券取引法第二條第八項第一号から第三号まで(定義)に掲げる行為の状況」を加える。

第六條第三号中「有価証券」の下に「有価証券指数又はオプション(以下「有価証券等」という。)を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十條第三号中「するとき」の下に「(大蔵省令で定める場合を除く)」を加える。

第十七條第一項中「売買報告書」を「説明書の交付、取引報告書」に改め、同条第二項中「第五十條」を「第五十條第一項」に改める。

第十八條に次の一項を加える。

2 前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。

る。この場合において、有価証券指数等先物取引にあつては同項中「売買の別」とあるのは「現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別」と、「価格」とあるのは「約定指数若しくは約定数値」と、有価証券オプション取引にあつては同項中「売買の別」とあるのは「オプションを付与する立場の当事者となるか取得する立場の当事者となるかの別」と、「価格」とあるのは「対価の額」と読み替へるものとする。

第十九條第一項中「毎年十月」を「毎年四月」に、「翌年九月」を「翌年三月」に改める。

第二十三條の見出し中「売買損失準備金」を「取引損失準備金」に改め、同条中「売買損失準備金」を「取引損失準備金」に、「これらの規定」を「同法第五十六條第一項」に、「積み立て」とあるのは「当該支店において積み立て」と、「積み立てなければ」とあるのは「当該支店において積み立てなければ」と、同条第二項中「有価証券の売買等」とあるのは「その支店における有価証券の売買等」と、同法第五十七條の二第一項及び第二項中「有価証券の売買」とあるのは「その支店における有価証券の売買」と、同条第一項中「積み立てなければ」とあるのは「当該支店において積み立てなければ」とに改める。

第二十七條中「行なう」を「行う」に改め、「有価証券の売買その他の取引」の下に「又は証券取引法第三十八條第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等」を加える。

第三十一條第一項中「有価証券」を「有価証券等」に、「行なう」を「行う」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七條第一項において準用する証券取引法第四十四條の規定に違反した者

二 第三十條において準用する証券取引法第八十七條の規定による裁判所の命令に違反した者

第三十五條第五号中「証券取引法第四十四條」を「証券取引法第四十七條の二」に、「違反した者」を「違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第十七條第二項において準用する証券取引法第四十四條の規定に違反した者

第三十六條第三号中「売買報告書」を「取引報告書」に改め、同条第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

(外国証券業者に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の外国証券業者に関する法律(以下この条において「旧外国証券業者法」という。)第三條第三項第一号又は第二号の免許を受けている外国証券会社は、この法律の施行の際前条の規定による改正後の外国証券業者に関する法律(以下この条において「新外国証券業者法」という。)第三條第三項第一号又は第二号の免許を受けたものとみなす。この場合において、旧外国証券業者法第三條第三項第一号又は第二号の免許に係る同条第四項において準用する旧法第二十九條第一項の条件は、新外国証券業者法第三條第三項第一号又は第二号の免許に係る同条第四項において準用する新法第二十九條第一項の条件とみなす。

2 昭和六十三年十月から開始する期間に係る営業報告書についての旧外国証券業者法第十九條第一項の規定の適用については、同項中「翌年九月」とあるのは、「翌年三月」とする。

3 附則第九條の規定は、この法律の施行の際現

に旧外国証券業者法第二十二條において準用する旧法第六十二條第一項の規定により外国証券会社の支店が登録を受けている外務員について準用する。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第二十條 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号中「第二條第十三項」を「第二條第十七項」に改める。
(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第二十一條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に改め、「の判断」の下に「(有価証券指数等先物取引等及び有価証券オプション取引等にあつては、行ふべき取引の内容及び時期についての判断)」を加え、同條第四項中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に改め、同條第五項中「国債証券」の下に「又は同法第六十五條第二項第二号ハに規定する外国国債証券」を加え、同條第六項を同條第十項とし、同條第五項の次に次の四項を加える。

6 この法律において「有価証券指数等先物取引等」とは、有価証券指数等先物取引(証券取引法第二條第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。以下同じ。)又は外国市場証券先物取引(同條第十六項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引をいう。

7 この法律において「有価証券オプション取引等」とは、有価証券オプション取引(証券取引法第二條第十五項に規定する有価証券オプション取引をいう。以下同じ。)又は外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引

と類似の取引をいう。

8 この法律において「有価証券等」とは、有価証券、有価証券指数(証券取引法第二條第十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。)又はオプション(同條第十五項に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。次項及び第十六條第二号において同じ。)をいう。

9 この法律において「有価証券の価値等」とは、有価証券の価値若しくはオプションの対価の額又は約定指数、約定数値、現実指数若しくは現実数値(証券取引法第二條第十四項に規定する約定指数、約定数値、現実指数又は現実数値及びこれらの数値と類似の数値であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。第十六條第二号において同じ。)の動向をいう。

第三條及び第十三條第二項中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に改める。
第十六條第一号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引等又は有価証券オプション取引等」を加え、「売買」を「取引」に改め、同條第二号中「売買」を「取引」に改め、「売買の別」の下に「(有価証券指数等先物取引等にあつては、現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者であつたか又は当該金銭を受領する立場の当事者の立場であつたかの別、有価証券オプション取引等にあつては、オプションを付与する立場の当事者であつたか又は取得する立場の当事者であつたかの別)」を加える。

第二十二條第二号中「有価証券」を「有価証券等」に、「売買」を「取引」に改め、「価格」の下に「数値又は対価の額」を加える。

第三十三條中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に、「売買」を「取引」に改める。

第三十四條中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に改める。
第五十條第一項中「有価証券」を「有価証券等」に改める。

第五十四條第一号中「有価証券の価値」を「有価証券の価値等」に改め、同條第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十二條(第三十三條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営ませたる者
第五十六條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十二條 この法律の施行の際現に前條の規定による改正前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下この条において「旧投資顧問業法」という。)第二十四條第一項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている投資顧問業者は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前條の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下この条において「新投資顧問業法」という。)第二十四條第一項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。この場合において、旧投資顧問業法第二十四條第一項の認可に係る旧投資顧問業法第二十五條第一項の条件は、新投資顧問業法第二十四條第一項の認可に係る新投資顧問業法第二十五條第一項の条件とみなす。

(農林中央金庫法の一部改正)
第二十三條 農林中央金庫法(大正十二年法律第

四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第七号を次のように改める。
七 所属団体ニ対シ証券取引法第六十五條第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為(前号及第十一号ニ該当スルモノ並ニ同法第二條第八項第四号ニ掲グルモノヲ除ク)ヲ為スコト

第十四條ノ三第一項中「第十三條第一項第五号」を「第十三條第一項第六号」に改め、第二号を次のように改める。
二 証券取引法第六十五條第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為(前号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク)ヲ為スコト

第十四條ノ三第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 国債等ノ貸付ヲ為スコト
第十四條ノ三第二項中「又ハ第三号」を「乃至第四号」に改める。

第十五條第一号中「又ハ引受」を「若ハ引受」に改め、「為スモノヲ除ク」の下に「又ハ証券取引法第二條第十四項乃至第十六項ニ規定スル取引」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四條 農林中央金庫がこの法律の施行の際現に前條の規定による改正前の農林中央金庫法第十四條の三第二項の規定により業務の内容及び方法を定めて主務大臣の認可を受けている場合には、農林中央金庫は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前條の規定による改正後の農林中央金庫法第十四條ノ三第二項の主務大臣の認可を受けたものとみなす。

(商工組合中央金庫法の一部改正)
第二十五條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第二十八條第一項第七号中「(商工債券ヲ除ク)」を削り、同項第八号を次のように改める。
八 所属団体又ハ其ノ構成員ニ對シ証券取引

等」に、「売買」を「取引」に改め、「価格」の下に「数値又は対価の額」を加える。

法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十五條第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為(前号及同法第二條第八項第四号ニ掲グルモノヲ除ク)ヲ為スコト

第二十八條ノ四第一項第三号を次のように改める。

三 国債、地方債若ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券(以下「国債等」と謂フ)又ハ商工債券ノ所有者ニ対シ当該国債等又ハ商工債券ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト

第二十八條ノ六第一項第二号を次のように改める。

二 証券取引法第六十五條第二項各号ニ掲グル有価証券又ハ取引ニ付テ同項各号ニ定ムル行為(前号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク)ヲ為スコト

第二十八條ノ六第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 国債等ノ保護預リ又ハ貸付ヲ為スコト

第二十八條ノ六第二項中「前項第二号又ハ第三号」を「前項第二号及至第四号」に改める。

第二十九條第一項第一号中「取得ヲ為スコト」を「取得及証券取引法第二條第十四項乃至第十六項ニ規定スル取引ヲ為スコト」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 商工組合中央金庫がこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の商工組合中央金庫法第二十八條ノ六第二項の規定により業務の内容及び方法を定めて主務大臣の認可を受けている場合には、商工組合中央金庫は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の商工組合中央金庫法第二十八條ノ六第二項の主務大臣の認可を受けたものとみなす。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)

第二十七條 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十四号を次のように改める。

十四 「証券指数等先物契約」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第十四項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十五項に規定する有価証券オプション取引(同項第二号に掲げる取引に係るもののうち、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)及び同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引(同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十五項に規定する有価証券オプション取引に類する取引に限る。)に係る契約をいう。

第二十条第五号中「外貨証券の取得」の下に「(これらの者の一方の意思表示により、居住者による非居住者からの外貨証券の取得が行われる権利の当該一方の者による取得を含む。第二十二條第一項において同じ。)」を「証券の取得」の下に「(これらの者の一方の意思表示により、非居住者による居住者からの証券の取得が行われる権利の当該一方の者による取得を含む。同項において同じ。)」を加え、同条第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 居住者となし、第七号の次に次の二号を加える。

九 居住者となし、非居住者との間の証券指数等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引

先物契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引

第二十一條第一項第一号中「又は第四号」を「第四号又は第九号」に改め、業として行う資本取引の下に「及び本邦にある外国為替公認銀行がその媒介、取次ぎ又は代理を業として行う資本取引」を加える。

第二十二條第一項ただし書中「及び第三号」

を「第三号及び第七号」に改め、「(昭和二十三年法律第二十五号)を削り、同項第四号中「第九号」を「第十一号」に改め、同項第七号中「第二十條第八号」を「第二十條第十号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第二十條第八号に掲げる資本取引 居住者

第二十三條第一項中「及び同項第四号から第七号まで」を「並びに同項第四号から第六号まで及び第八号」に、「同項第七号」を「同号」に改める。

第二十四條第一項中「同条第十号」を「同条第十二号」に改める。

(相互銀行法の一部改正)

第二十八條 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同項第四号中「及び次条を削り、同条第四項中「前項第四号」を「第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第二号の「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第十四項から第十六項まで(定義)に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

第二條の二中「国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務(同条第三項)を「証券取引法第六十五條第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(前条第三項)に改める。

附則第六項中「国債等に係る」を削る。

(相互銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の相互銀行法附則第六項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている相互銀行は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の相互銀行法附則第六項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

(信用金庫法の一部改正)

第三十條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項第二号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同条第四項中「国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務」を「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十五條第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務」に改め、同条第七項中「国債等に係る」を削り、同条第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 第三項第二号の「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法第二條第十四項から第十六項まで(定義)に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう(次条第四項第二号において同じ)。

第五十四條第四項第二号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同条第五項中「国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務」を「証券取引法第六十五條第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務」に改め、同条第七項中「国債等に係る」を削り、同条第八

第三十條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項第二号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同条第四項中「国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務」を「証券取引法第六十五條第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務」に改め、同条第七項中「国債等に係る」を削り、同条第八

項中「前条第八項から第十一項まで」を「前条第九項から第十二項まで」に、「同条第八項中」を「同条第九項中」に、「同条第十一項中」を「同条第十二項中」に改める。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の信用金庫法第五十三条第七項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている信用金庫は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の信用金庫法第五十三条第七項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の信用金庫法第五十四条第七項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている信用金庫連合会は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の信用金庫法第五十四条第七項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

(長期信用銀行法の一部改正)

第三十二条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第六百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「限る。」の下に「又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。)」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第一項第二号及び第一号に掲げる業務に該当するものを除く)に

4 前項第一号の「有価証券指数等先物取引」、

「有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法第二十条第十四項から第十六項まで(定義)に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

(外国為替銀行法の一部改正)

第三十三条 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同項第三号中「及び次条」を削り、同条第五項中「前項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項第一号の「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十条第十四項から第十六項まで(定義)に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

第七条中「国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務(同条第四項)を「証券取引法第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(前条第四項)に改める。

附則第四項中「国債等に係る」を削る。

(外国為替銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の外国為替銀行法附則第四項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている外国為替銀行は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の外国為替銀行法附則第四項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第三十五条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「貸付」を「貸付け」に、「第二条第十三項」を「第二条第十七項」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十一号ロ中「第百七条の二第一項(国債証券等に係る先物取引の取引資格)に規定する先物取引」を「第二条第十三項(有価証券先物取引)に規定する有価証券先物取引」に改め、同条第二項第三号中「先物取引、売却又はは」を「有価証券先物取引又は有価証券の売却若しくは」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第三十七条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「証券投資信託法第二条第三項」を「証券投資信託法第二条第四項」に改める。

(社債発行限度暫定措置法の一部改正)

第三十八条 社債発行限度暫定措置法(昭和五十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

(銀行法の一部改正)

第三十九条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「有価証券の売買」の下に「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を加え、同項第四号中「及び次条」を削り、同条第三項中「前項第四号」を「第二項第四号」に改め、同項

を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第二号の「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十条第十四項から第十六項まで(定義)に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

第十一条中「国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務(同条第二項)を「証券取引法第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(前条第二項)に改める。

附則第五條第一項中「国債等に係る」を削る。

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の銀行法附則第五條第一項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている銀行は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の銀行法附則第五條第一項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四十一条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第八十一号及び第五條第四十七号中「又は」を「に関する届出書又は発行登録書等、有価証券の」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で

定める。

理由

我が国証券市場の自由化、国際化の進展等に対応して証券先物市場の整備を図るため、有価証券指数等先物取引等の導入を図り、これに伴い証券会社及び証券取引所に関する規定を整備し、各種投資者保護上の措置を講ずるとともに、企業内容等の開示の制度について、発行市場の健全な発展のための基盤整備を図る観点から、発行登録制度等を導入するとともに担保付普通社債の発行を行う場合にもその開示を義務付ける等の見直しを行い、あわせて証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を一層確保するため、内部者取引に対する規制の整備等を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融先物取引法案

金融先物取引法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 金融先物取引所

第一節 総則（第三条―第九条）

第二節 設立（第十条―第十七条）

第三節 会員（第十八条―第二十八条）

第四節 機関（第二十九条―第三十四条）

第五節 金融先物取引（第三十五条―第四十六条）

第六節 金融先物取引の受託（第四十七条・第四十八条）

第七節 解散（第四十九条―第五十一条）

第八節 監督（第五十二条―第五十五条）

第三章 金融先物取引業

第一節 許可等（第五十六条―第六十五条）

第二節 業務（第六十六条―第七十四条）

第三節 監督（第七十五条―第八十四条）

第四節 金融先物取引業協会（第八十五条―第九十条）

第一類第五号

大蔵委員會議録第十四号

昭和六十三年四月二十六日

第四章 雑則（第九十一条―第九十三条）

第五章 罰則（第九十四条―第一百五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民経済の適切な運営及び金融先物取引等の委託者の保護に資するため、金融先物取引所の制度を整備するとともに、金融先物取引業を営む者の業務の適正な運営を確保することにより、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等を公正かつ円滑にすることを目的とする。

第二条 この法律において「通貨等」とは、次に掲げるものをいう。

一 通貨

二 有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券を除く。）

2 この法律において「通貨等」には、金融先物取引所が、前項第二号に掲げるものについて、金融先物取引を円滑化するため設定した利率、償還期限その他の条件を標準化した標準物を含むものとする。

3 この法律において「金融指標」とは、通貨の価格若しくは第一項第二号に掲げるものの価格若しくは利率又はこれらに基づいて算出した数値で、金融先物取引所の定めるものをいう。

4 この法律において「金融先物取引」とは、金融先物取引所の定める基準及び方法に従い、金融先物市場において行われる次に掲げる取引をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において通貨等及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつている通貨等の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者があらかじめ金融指標の数値として

約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「金融オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融先物取引所の定めるものを含む。）

ハ 通貨等の売買取引（イに掲げる取引に該当するものを除く。）

5 この法律において「金融先物取引所」とは、金融先物取引を行うために必要な市場を開設することを目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

6 この法律において「金融先物市場」とは、金融先物取引のために金融先物取引所の開設する市場をいう。

7 この法律において「金融先物取引等」とは、金融先物取引又は金融先物市場に類似する外国に所在する市場（以下「海外金融先物市場」という。）において行われる金融先物取引と類似の取引をいう。

8 この法律において「金融先物取引業」とは、業として金融先物取引等の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること（以下「金融先物取引等の受託等」という。）をいう。

9 この法律において「金融先物取引業者」とは、第五十六条の許可を受けて金融先物取引業を営む法人をいう。

第二章 金融先物取引所

第一節 総則

（法人格及び組織）

第三条 金融先物取引所は、法人とする。

2 金融先物取引所は、会員組織とする。

（名称）

第四条 金融先物取引所は、その名称中に金融先物取引所という文字を用いなければならない。

2 金融先物取引所でない者は、その名称中に金融先物取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いなければならない。

（業務の制限）

第五条 金融先物取引所は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

2 金融先物取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務以外の業務を営んではならない。

（金融先物市場類似施設の開設の禁止）

第六条 何人も、金融先物市場に類似する施設を開設してはならない。

2 何人も、前項の施設において金融先物取引と類似の取引をしてはならない。

（相場による差金の授受等の禁止）

第七条 何人も、金融先物市場によらないで、金融先物市場における相場により、差金の授受を目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をしてはならない。

一 第二条第四項第二号に掲げる取引

二 第二条第四項第三号に掲げる取引に係る同号に掲げる取引

（登記）

第八条 金融先物取引所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、第三者に対抗することができない。

（民法等の準用）

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十八条第一項、第四十四条、第五十条、第五十一条、第五十四条、第五十五条、第五十七条、第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条第二項及び第三項、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十三条、第二百四十四条、第二

第四百七十七条から第四百九条まで、第二百五十一條及び第二百五十二條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第一項の規定は、金融先物取引所について準用する。この場合において、民法第四十四條、第五十四條、第五十五條、第五十七條、第六十條、第六十一條及び第六十三條中「理事」とあるのは「理事長及び理事」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「金融先物取引法第九條において準用する民法第六十二條」と、非訟事件手続法第三十五條第一項中「仮理事又ハ特別代理人」とあるのは「特別代理人」と読み替へるものとする。

第二節 設立

（発起人）

第十條 金融先物取引所を設立するには、その会員にならうとする者十人以上が発起人とならなければならない。

（定款）

第十一條 発起人は、金融先物取引所の定款を作成し、これに次の事項を記載して署名しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所所在地及び金融先物市場を開設する地
 - 四 基本金及び出資に関する事項
 - 五 会員の資格、加入及び脱退に関する事項
 - 六 会員信託金に関する事項
 - 七 経費及び損失の負担に関する事項
 - 八 役員に関する事項
 - 九 会議に関する事項
 - 十 業務の執行に関する事項
 - 十一 金融先物取引の種類に関する事項
 - 十二 金融先物取引の清算に関する事項
 - 十三 会計に関する事項
 - 十四 公告の方法
- （創立總會）
- 第十二條 発起人は、定款を作成した後、会員に

ならうとする者を募り、會議開催日の二週間前までにこれを會議の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 発起人及び会員にならうとする者は、創立總會の開會までに、出資の全額を払い込まなければならない。

3 発起人及び会員にならうとする者で第四十條第二項の規定により損失を負担するものは、創立總會の開會までに、書面によりその旨を明らかにしなければならない。

4 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

5 創立總會では、定款を修正することができる。ただし、会員の資格に関する事項はこの限りでない。

6 創立總會の議事は、会員の資格を有する者であつてその開會までに出資の全額の払込みをしたものの半数以上で、かつ、その払い込んだ出資の合計額が払出資総額の二分の一以上になるものが出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

7 第二十一條並びに商法第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一條及び第二百五十二條の規定は、創立總會について準用する。この場合において、同法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、「金融先物取引法第十二條第一項」と読み替へるものとする。

（設立の免許の申請）

第十三條 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出して設立の免許を申請しなければならない。

- 一 名称
 - 二 事務所及び開設する金融先物市場の所在の場所
 - 三 役員の氏名及び住所
 - 四 会員の商号又は名称
- 2 前項の免許申請書には、定款、業務規程、受託

契約準則その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（設立の免許）

第十四條 大蔵大臣は、前条第一項の免許の申請があつた場合において、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の免許をしなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、金融先物取引の公正を確保し、及び委託者を保護するために十分であること。

二 当該申請に係る金融先物取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

三 金融先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量及び会員数が見込まれることその他経済金融の状況に照らして当該金融先物取引所を設立することが公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であること。

（理事長への事務の引継ぎ）

第十五條 前条の免許があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事長に引き継がなければならない。

（成立）

第十六條 金融先物取引所は、その主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（定款等の変更の認可等）

第十七條 定款、業務規程又は受託契約準則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 金融先物取引所は、第十三條第一項第二号から第四号までに掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第三節 会員

（会員の資格）

第十八條 金融先物取引所は、会員の資格を定める場合には、その金融先物市場における金融先

物取引が公正かつ円滑に行われることを確保するため、その定款をもつて、取引量の見込み、財産的基礎、人的構成その他の会員の資格に関する要件を定めなければならない。

（会員の欠格事由）

第十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

一 法人でない者

二 第七十九條第一項の規定により第五十六條の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又はこの法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。第五号において「許可等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 この法律又はこれに相當する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相當する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

四 第五十四條第一項の規定又はこれに相當する外国の法令の規定による命令（これに相當する外国の法令において同じ。）により除名され、その除名の日から五年を経過しない法人

五 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に取扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相當する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律又はこれに相當する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相當する外

国

国の法令による刑を含むに処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 金融先物取引業者が第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該金融先物取引業者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第五十六条の許可と同種の許可等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ト 第五十三条第三項、第五十四条第二項若しくは第七十九条第三項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令（これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。）により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

チ 金融先物取引所の会員が第五十四条第一項の規定による命令により除名された場合において、その除名の日前三十日以内に当該会員の役員であつた者で当該除名の日から五年を経過しないものを含む。）

（出資及び責任）
第二十条 会員は、定款の定めるところにより、出資しなければならない。

2 会員の出資額は、均一でなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、第四十条第二項の規定により金融先物取引所の損失を負担すべき会員の出資額については、定款の定めるところにより、他の会員の出資額を上回ることができない。

4 出資は、金銭をもつて、その全額を払い込むものとする。
5 会員の金融先物取引所に対する責任は、定款の定める経費の負担及び第四十条第二項の規定による損失の負担のほか、その出資額を限度とする。

6 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて金融先物取引所に對抗することができない。（会員の議決権）
第二十一条 会員は、出資額にかかわらず、各々一個の議決権を有する。ただし、前条第三項の規定により他の会員の出資額を上回る出資をしている会員がある場合における第四十条第二項の規定による損失の負担に關連する事項の議決については、定款で別段の定めをすることができ

（持分の譲渡）
第二十二条 会員の持分の譲渡は、脱退しようとする場合においてその全部を会員以外の者に譲渡するときに限り、定款の定めるところにより、金融先物取引所の承認を受けて行うことができる。（任意脱退）
第二十三条 会員は、定款の定めるところにより、金融先物取引所の承認を受けて脱退することができる。

（法定脱退）
第二十四条 前条に規定する場合のほか、会員は、次の事由によつて脱退する。
一 第十九条各号のいずれかに該当することとなつたこと。
二 解散
三 除名

（持分の払戻し）
第二十五条 会員が脱退したときは、第二十二条の規定により持分の全部を譲渡した場合を除き、金融先物取引所は、定款の定めるところにより、その持分を払い戻さなければならない。（残務の結了）
第二十六条 会員が脱退した場合においては、金融先物取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員をして、その金融先物市場において行つた金融先物取引を結了させなければならない。この場合においては、本人又はその一般承継人は、その金融先物取引の結了の目的の範囲内において、なお会員とみなす。

2 前項の規定により金融先物取引所が他の会員をしてその金融先物取引を結了させるときは、本人又はその一般承継人と当該他の会員との間に、委任契約が成立してゐたものとみなす。（会員信託金）
第二十七条 会員は、定款の定めるところにより、金融先物取引所に対し、会員信託金を預託しなければならない。

2 会員信託金は、有価証券（国債証券その他大蔵省令で定める有価証券をいう。）をもつて充てることができる。
3 前項の有価証券の充当価格は、金融先物取引所が大蔵大臣の承認を受けて定めるところにより算出した額を超えてはならない。

4 会員に対して金融先物取引を委託した者は、その委託により生じた債権に關し、当該会員の会員信託金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。
5 金融先物取引所は、第四十条第一項の規定により、会員に代わつて債務を履行し、又は引き受けたことにより取得した債権と当該会員に対する会員信託金に係る債務を相殺してはならない。

6 金融先物取引所は、国債の保有その他大蔵省令で定める方法によるほか、会員信託金として

預託を受けたものを運用してはならない。（会員に対する制裁）
第二十八条 金融先物取引所は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反した会員に対し、過怠金を課し、その者の金融先物取引を停止若しくは制限し、又はその者を除名する旨を定めなければならない。

（役員）
第二十九条 金融先物取引所に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。（役員）
第三十条 理事（第三項の規定により選任される理事を除く。以下この項において同じ。）及び監事は、定款の定めるところにより、会員が選挙し、理事長は、定款の定めるところにより、理事が選挙する。

2 理事長の選任及び解任は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
3 理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。
4 第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者は、役員になることができない。（役員）
第三十一条 理事長は、金融先物取引所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、金融先物取引所を代表し、理事長を補佐して金融先物取引所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
3 監事は、金融先物取引所の業務を監査する。（役員）
第三十二条 役員が第十九条第五号イからリまで

のいづれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

(仮理事及び仮監事)

第三十三条 大蔵大臣は、理事又は監事の職務を行ふ者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(秘密保持義務)

第三十四条 金融先物取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五節 金融先物取引

第三十五条 金融先物取引は、当該金融先物取引所の会員でなければ行ふことができない。

(業務規程の記載事項)

第三十六条 金融先物取引所の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 金融先物取引の対象とする通貨等若しくは金融オプション又は金融先物取引に係る金融指標(以下この節及び第五十三条において「取引対象通貨等」という。)

二 金融先物取引の期限

三 立会の開閉

四 立会の停止

五 金融先物取引の契約の締結及びその制限に関する事項

六 決済の方法

七 前各号に掲げる事項のほか、金融先物取引に關し必要な事項

(取引証拠金)

第三十七条 金融先物取引所は、定款の定めるところにより、会員から、金融先物取引について、取引証拠金を預託させることができる。

2 前項の取引証拠金は、第二十七条第二項に規定する有価証券その他大蔵省令で定めるもの(次項及び第八十一条において「有価証券等」という。)をもつて充てることができる。

3 前項の規定による有価証券等の充当価格は、

金融先物取引所が大蔵大臣の承認を受けて定めるところにより算出した額を超えてはならない。

(取引の開始の届出)

第三十八条 金融先物取引所は、取引対象通貨等の別に取引を行うことができることとなつた日後最初にその立会を行つたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(臨時の立会開閉等の届出)

第三十九条 金融先物取引所は、臨時に立会の全部若しくは一部を開閉し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(金融先物取引所による債務の履行等)

第四十条 金融先物取引所は、金融先物取引を円滑にするため、定款の定めるところにより、会員に代つて当該会員の金融先物取引に基づく債権又は債務について、当該債権を行使し、若しくは取得し、又は当該債務を履行し、若しくは引き受けることができる。

2 金融先物取引所は、前項の規定による債務の履行又は引受けにより損失が生じた場合において、定款の定めるところにより、一部の会員に当該損失の全部又は一部を負担させることができる。

(債務不履行による損害賠償)

第四十一条 会員が金融先物取引に基づく債務の不履行により他の会員又は金融先物取引所に損害を与えたときは、その損害を受けた会員又は金融先物取引所は、その損害を与えた会員の会員信託金及び取引証拠金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第二十七条第四項の規定による金融先物取引の委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の会員信託金についての会員又は金融先物取引所の権利に対して優先する。

(総取引高及び成立した対価の額等の揭示と相場表の公表)

第四十二条 金融先物取引所は、金融先物取引について、その取引対象通貨等の期限別に毎日の総取引高及び成立した対価の額又は約定数値を当該金融先物市場に掲示しなければならない。

2 金融先物取引所は、金融先物取引について、その取引対象通貨等の期限別に毎日の最高、最低及び最終の成立した対価の額又は約定数値を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

(相場及び取引高報告書の提出等)

第四十三条 金融先物取引所は、大蔵省令で定めるところにより、毎日及び毎月の当該金融先物取引所の開設する金融先物市場における相場及び取引高報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 金融先物取引所は、当該金融先物取引所の開設する金融先物市場における一の会員の自己の計算による金融先物取引であつて決済を結了していないものの件数が大蔵省令で定める件数を超えることとなつた場合その他当該金融先物市場における金融先物取引の状況が大蔵省令で定める要件に該当することとなつた場合には、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(仮取引等の禁止)

第四十四条 何人も、金融先物取引に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 仮装の金融先物取引をすること。

二 自己のする金融先物取引の申込みと同時期に、それと同一の対価の額又は約定数値において、当該金融先物取引を成立させることのできる申込みを他人がすることであらうかじめその者と通謀の上、当該自己のする金融先物取引の申込みをすること。

三 単独で又は他人と共同して、金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の金融先物取引又は当該金融先物取引の相場を変動させるべき一連の金融先物取引をすること。

四 前三号に掲げる行為の委託又は受託をすること。

五 金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引の相場が自己又は他人の市場操作によつて変動するべき旨を流布すること。

(会員の取引の制限)

第四十五条 大蔵大臣は、金融先物市場において、過当な件数の取引が行われ若しくは行われるおそれがあり、又は不当な相場が形成され若しくは形成されるおそれがある場合において、金融先物市場における秩序を維持し、かつ、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、会員に対し、金融先物取引又はその受託を制限することができる。

(金融先物取引の停止の場合の残務の結了)

第四十六条 第二十六条の規定は、会員の金融先物取引がこの法律又は金融先物取引所の定款の定めるところにより停止された場合について準用する。

第六節 金融先物取引の受託

(受託契約準則及びその記載事項)

第四十七条 会員は、金融先物取引の受託については、金融先物取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

2 金融先物取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 金融先物取引の受託の条件

二 決済の方法

三 委託手数料の料率及び徴収の方法

四 委託証拠金の料率及び預託の方法

五 前各号に掲げる事項のほか金融先物取引の受託に關し必要な事項

(委託証拠金の預託)

第四十八条 会員は、金融先物取引の受託について、委託者から金融先物取引所の定める委託証拠金の預託を受けなければならない。

2 金融先物取引所が金融先物取引の受託につい

て受託契約準則で定める委託証提金の料率は、取引の事情を考慮して大蔵大臣が定める料率を下回つてはならない。

3 第三十七條第二項及び第三項の規定は、第一項の委託証提金について準用する。

第七節 解散

(解散の事由及び解散決議の認可)

第四十九條 金融先物取引所は、次の事由により解散する。

一 定款に定める事由の発生

二 総会の決議

三 会員の数が十人未満となつたこと。

四 破産

五 設立の免許の取消し

2 金融先物取引所の解散に関する総会の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の分配)

第五十條 残余財産は、定款又は総会の決議により別段の定めをする場合のほか、会員の出資額に応じて分配しなければならない。

(民法等の準用)

第五十一條 民法第六十九條、第七十條、第七十三條から第七十六條まで及び第七十八條から第八十三條まで、商法第二百二十五條、第二百二十八條、第二百二十九條、第三百一十一條、第四百二十九條及び第四百二十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第二百五十二條及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、金融先物取引所の解散の場合について準用する。この場合において、民法第七十條及び第七十四條中「理事」とあるのは、「理事長及び理事」と読み替へるものとする。

2 民法第四十四條、第五十四條、第五十七條、第六十條及び第六十一條の規定は、金融先物取引所の清算人について準用する。

第八節 監督

(立入検査等)

第一類第五号

大蔵委員會議録第十四号 昭和六十三年四月二十六日

第五十二條 大蔵大臣は、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引所若しくはその会員に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引所の事務所若しくはその会員の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十三條 大蔵大臣は、金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該金融先物取引所に対し、当該各号に定める処分をすることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分(以下この条及び次条において「この法律等」という。)若しくは定款に違反したとき、又は会員がこの法律等若しくは当該金融先物取引所の定款、業務規程若しくは受託契約準則(以下この号において「定款等」という。)に違反した場合において、当該会員に対しこの法律等若しくは当該定款等を遵守させるために当該金融先物取引所がこの法律等若しくは当該定款により認められた権限の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき、設立の免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 正当な理由がないのに、金融先物市場を開設することができることとなつた日から三月以内に金融先物市場を開設しないとき、

取引対象通貨等について金融先物取引を行うことができることとなつた日から三月以内に金融先物取引を開始しないとき、又は引き続き三月以上取引対象通貨等の全部若しくは一部について金融先物取引を停止したとき、設立の免許若しくは定款若しくは業務規程の変更の認可を取り消し、又は定款若しくは業務規程の変更を命ずること。

三 金融先物取引所の行為又はその開設する金融先物市場における金融先物取引の状況が公益又は委託者の保護のため有害であると認めるとき、三月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずること。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該金融先物取引所にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 大蔵大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員がこの法律等若しくは定款に違反したときは、金融先物取引所に対し理由を示し当該役員の解任を命ずることができる。

4 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該役員にその処分の事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

(会員等に対する監督上の処分)

第五十四條 大蔵大臣は、会員がこの法律等に違反したときは、金融先物取引所に対し当該会員を除名し、又は六月以内の期間を定めて当該会員の金融先物取引を停止することを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、会員の役員がこの法律等に違反する行為をしたときは、当該会員に対し当該役員の解任を命ずることができる。

3 前条第四項の規定は、前二項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

(定款等の変更命令)

第五十五條 大蔵大臣は、金融先物取引所に対し、当該金融先物取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則について、金融先物取引の公正を確保し又は委託者を保護するため必要と認める変更その他の処分を命ずることができる。

2 第五十三條第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

第三章 金融先物取引業

第一節 許可等

(許可)

第五十六條 金融先物取引業は、大蔵大臣の許可を受けた法人(外国の法令に準拠して設立された法人については、国内に営業所又は事務所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

(許可の条件)

第五十七條 大蔵大臣は、前条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(許可の申請)

第五十八條 第五十六條の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 営業所又は事務所の名称及び所在地

三 役員の名氏及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 業務の種類及び方法

五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

六 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第五十九條 大蔵大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、その申請が次に掲げる

基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができ、知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

2 大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、第五十六条の許可をしなければならない。

(許可の有効期間)

第六十条 第五十六条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。

(許可の有効期間の更新)

第六十一条 第五十六条の許可の有効期間（この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有効期間を含む。以下同じ。）の満了の後引き続き当該許可に係る金融先物取引業を営もうとする者は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の行う有効期間の更新を受けなければならない。

2 第五十七条から第五十九条までの規定は、有効期間の更新について準用する。

3 第五十六条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があつた場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可は、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第五十六条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了した日の翌日から起算するものとする。

(業務の種類及び方法の変更の認可)

第六十二条 金融先物取引業者は、第五十八条第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。（変更の届出）

第六十三条 金融先物取引業者は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第五十八条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第十九条第二号から第五号まで（同条第二号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

三 金融先物取引業を休止し、又は再開したとき。

四 その他大蔵省令で定める場合（廃業の届出等）

第六十四条 金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者。

二 破産により解散したとき。その破産管財人。

三 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人。

四 金融先物取引業を廃止したとき。金融先物取引業者であつた法人を代表する役員。

2 金融先物取引業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該金融先物取引業者の第五十六条の許可は、その効力を失う。（登録免許税及び手数料）

五号）の定めるところにより登録免許税を、第六十一条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。

第二節 業務

(標識の掲示)

第六十六条 金融先物取引業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金融先物取引業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。（名義貸しの禁止）

第六十七条 金融先物取引業者は、自己の名義をもつて、他人に金融先物取引業を営ませてはならない。

(広告の規制)

第六十八条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に関して広告をするときは、金融先物取引等による利益の見込みその他大蔵省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第六十九条 金融先物取引業者は、金融先物取引等の受託等を含む契約（以下この節及び第八十条において「受託契約」という。）を締結しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客（銀行その他の大蔵省令で定める者を除く。）に対し受託契約の概要を交付しなければならない。ただし、当該受託契約の締結前大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

(契約締結時の書面の交付)

第七十条 金融先物取引業者は、受託契約を締結したときは、委託者（前条に規定する銀行その他の大蔵省令で定める者を除く。）に対し、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、当該受託契約に係る書面を交付しなければならない。

に、大蔵省令で定めるところにより、当該受託契約を締結した日時及び当該受託契約に係る金融先物取引等の種類、件数、対価の額その他の大蔵省令で定める事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

(成立した取引に係る書面の交付)

第七十一条 金融先物取引業者は、受託契約に係る金融先物取引等が成立したときは、委託者に、遅滞なく、成立した金融先物取引等の対価の額若しくは約定数値及び件数並びにその成立の日時その他大蔵省令で定める事項についての内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

(委託証拠金等の受領に係る書面の交付)

第七十二条 金融先物取引業者は、委託証拠金その他の保証金を受領したときは、委託者に対し、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

(のみ行為の禁止)

第七十三条 金融先物取引業者は、金融先物取引等の委託を受けたとき、又は金融先物取引等の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理（以下この条及び次条において「取次ぎ等」という。）を引き受けたときは、金融先物市場若しくは海外金融先物市場において当該委託に係る申込みをせず、又は当該取次ぎ等をしないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。（禁止行為）

第七十四条 金融先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して受託契約の締結を勧誘すること。

二 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、受託契約の締結を勧誘すること。

三 件数、対価の額その他の大蔵省令で定める事項について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約を締結すること。

結すること。

四 受託契約を締結しないで、金融先物取引等の申込み又は取次ぎ等をし、顧客を威迫することによりその追認を求めること。

五 受託契約に基づく金融先物取引等の申込み又は取次ぎ等をするその他の当該受託契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

受託契約に基づく委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他の不正の手段により取得すること。

七 前各号に掲げるもののほか、金融先物取引等の受託等に関する行為であつて、委託者の保護に欠け、又は金融先物取引等の受託等の公正を害するものとして大蔵省令で定めるもの。

第三節 監督

(業務に関する帳簿書類)

第七十五条 金融先物取引業者は、大蔵省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第七十六条 金融先物取引業者は、事業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第七十七条 大蔵大臣は、公益又は委託者の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 大蔵大臣は、公益又は委託者の保護のため特に必要があると認めるときは、金融先物取引業者と取引する者に対し、当該金融先物取引業者

の業務又は財産に関して報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 第五十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(業務改善命令)

第七十八条 大蔵大臣は、金融先物取引業者の業務の運営又は財産の状況に關し、公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融先物取引業者に対し、業務の種類及び方法の変更その他の業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

(許可の取消し等)

第七十九条 大蔵大臣は、金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十六条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条第二号から第五号まで（同条第二号については、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第五十六条の許可又は第六十一条第一項の有効期間の更新を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五十七条第一項に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがある場合において、委託者の損害の拡大を防止するためやむを得ないと認められるとき。

五 金融先物取引業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

3 大蔵大臣は、金融先物取引業者の役員が第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は第一項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該金融先物取引業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

4 第五十三条第四項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

(残務の結了)

第八十条 金融先物取引業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該金融先物取引業者であつた者又はその一般承継人は、当該金融先物取引業者が締結した受託契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお金融先物取引業者とみなす。

一 第五十六条の許可の有効期間（第六十一条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。）が満了したとき。

二 第六十四条第二項の規定により第五十六条の許可が効力を失つたとき。

三 前条第一項の規定により第五十六条の許可が取り消されたとき。

(受託等に係る財産の管理)

第八十一条 金融先物取引業者は、金融先物取引等につき、委託者から預託を受けた金銭、有価証券等及び通貨等並びに委託者の計算に属する金銭及び通貨等の価額に相当する財産については、大蔵省令で定めるところにより、管理しなければならない。

(金融先物取引責任準備金)

第八十二条 金融先物取引業者は、大蔵省令で定めるところにより、金融先物取引責任準備金を積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、金融先物取引等の受託等に關して生じた事故によりその委託者の受けた損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはな

らない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第八十三条 大蔵大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であると認める場合には、金融先物取引業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

(外国法人に対する特例等)

第八十四条 金融先物取引業者が外国の法令に準拠して設立された法人である場合において、当該法人に対する第七十六条に規定する事業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的調整その他当該法人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四節 金融先物取引業協会

(金融先物取引業協会)

第八十五条 金融先物取引業者は、委託者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とし、その名称中に金融先物取引業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人（以下この節において「協会」という。）は、会員（以下この節において「協会員」という。）の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)

第八十六条 協会でない者は、その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に金融先物取引業協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(協会の業務)

第八十七条 協会は、その目的を達成するため、

次に掲げる業務を行う。

- 一 金融先物取引業務を営むに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務
- 二 協會員の営む金融先物取引業務に關し、契約の内容の適正化その他委託者の保護を図るための必要な指導、勧告その他の業務
- 三 協會員の営む金融先物取引業務の業務に対する委託者等からの苦情の解決
- 四 委託者に対する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

(苦情の解決)
第八十八条 協会は、委託者等から協會員の営む金融先物取引業務の業務に關する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協會員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協會員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協會員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協會員に周知させなければならない。

(大蔵大臣に対する協力)

第八十九条 大蔵大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、これらの規定に基づく資料の提出、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(立入検査等)

第九十条 大蔵大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を命

じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第五十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第四章 雑則

(監督処分等の公告)

第九十一条 大蔵大臣は、第五十三条第一項若しくは第三項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第七十九条第一項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(権限の委任)

第九十二条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

(大蔵省令への委任)

第九十三条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五章 罰則

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 金融先物取引等の受託者等のため、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした者
- 二 第六条第一項又は第四十四条の規定に違反した者
- 三 第五十六条の許可を受けずに金融先物取引業務を営んだ者
- 四 不正の手段により第五十六条の許可又は第六十一条第一項の規定による有効期間の更新を受けた者
- 五 第六十七条の規定に違反して、他人に金融先物取引業務を営ませた者

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第一項又は第六条第二項の規定に違反した者

二 第四十五条の規定による制限に違反した者

三 第五十三条第一項若しくは第三項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第七十九条第一項若しくは第三項の規定による命令に違反した者

四 第五十七条第一項(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反した者

五 第六十二条の許可を受けずに第五十八条第一項第四号に掲げる事項を変更した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十六条の規定の適用を妨げない。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十三条第一項若しくは第二項又は第五十八条第一項若しくは第二項の免許申請書、許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 金融先物市場の相場を偽って公示した者
- 三 第六十八条の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者
- 四 第六十九条、第七十条、第七十一条又は第七十二条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
- 五 第七十三条の規定に違反した者

第九十八条 金融先物取引所の役員(仮理事及び仮監事を含む)若しくは職員が、その職務に關して、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することとできないときは、その価額を追徴する。

第九十九条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第一百条 第三十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第二項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いた者
- 二 第七十七条第二項又は第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十七条第六項の規定に違反した者
- 四 第五十二条第一項、第七十七条第一項若しくは第二項又は第九十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出した者
- 五 第五十二条第一項、第七十七条第一項又は第九十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 六 第六十六条第一項の規定に違反して、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなかつた者
- 七 第六十六条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者
- 八 第七十五条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者
- 九 第七十六条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提

出した者

十 第七十八條第一項の規定による命令に違反した者

十一 第八十六條第二項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引業協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

第二百二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第九十四條から第九十七條まで又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第二百三條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第六十四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八十二條の規定に違反して、金融先物取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

三 第八十三條第一項の規定による命令に違反した者

第二百四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第八條第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をした者

二 第九條において準用する民法第五十一條の規定に違反して、財産目録若しくは社員名簿を備へ置かず、又はこれらに不正の記載をした者

三 金融先物取引所の会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠した者

四 第三十八條又は第三十九條の規定に違反して、届出を怠つた者

五 第四十二條の規定に違反して、揭示し、又は公表することを怠つた者

六 第四十三條第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

七 第四十三條第二項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十一條において準用する民法第七十條第二項又は第八十一條第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠つた者

九 第五十一條において準用する民法第七十九條第一項若しくは第二項又は第八十一條第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不正の公告をした者

十 第五十一條において準用する商法第三百三十一條に違反して、金融先物取引所の財産を分配した者

十一 第八十五條第二項の規定に違反して、同項の協会の名簿を公衆の縦覧に供しない者

第二百五條 第八十六條第一項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

オ 金融先物取引法(昭和六十三年法律第二号)

第二条第三号ハを削る。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)
第三条 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十四号中「証券指数等先物契約」を「金融指標等先物契約」に、「に係る契約」を「並びに金融先物取引法(昭和六十三年法律

第 号)第二条第四項に規定する金融先物取引(同項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引(同号ロに掲げる取引に係るものうち、政令で定めるものに限る。)に該当するものに限る。以下この号において同じ。及び同条第七項に規定する海外金融先物市場において行われる同条第四項に規定する金融先物取引に類する取引に係る契約」に改める。

第二十條第八号中「証券指数等先物契約」を「金融指標等先物契約」に改め、同条第九号中「証券指数等先物契約」を「金融指標等先物契約」に改め、「取引」の下に「又は金融指標等先物契約(外国通貨の金融指標(金融先物取引法第二条第三項に規定する金融指標をいう。次条第一項第一号及び第二十二條第一項第七号において同じ。))に係るものに限る。」に基づく本邦通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引」を加える。

第二十一條第一項第一号中「又は第九号に掲げる資本取引」を「第八号又は第九号に掲げる資本取引(第八号に掲げる資本取引にあつては、通貨の金融指標に係る金融指標等先物契約に係るものに限る。以下この号において同じ。))」に改め、「係る資本取引」の下に「並びに同条第八号及び第九号に掲げる資本取引」を加える。

第二十二條第一項第七号中「資本取引」の下に「(通貨の金融指標に係る金融指標等先物契約に係るものを除く。)」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正)
第四條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第九号の次に次の一号を加える。

九ノ二 金融先物取引等ノ受託等ヲ為スコト

第十三條第二項の次に次の一項を加える。

第九ノ二ノ二 金融先物取引等ノ受託等

等「トハ金融先物取引法第二条第八項ニ掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第五條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項に次の一号を加える。

十四 金融先物取引等ノ受託等ヲ為スコト

第二十八條第二項の次に次の一項を加える。

第一項第十四号ノ「金融先物取引等ノ受託等」トハ金融先物取引法(昭和六十三年法律第

号)第二条第八項ニ掲グル金融先物取引等ノ受託等ヲ謂フ

(農業協同組合法の一部改正)
第六條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第六項中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等の受託等

第十條第八項中「第三号から第五号まで」を「第三号、第四号及び第五号」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)
第七條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條に次の一項を加える。

7 第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、金融先物取引法(昭和六十三年法律第

号)第二条第八項に規定する金融先物取引等の受託等を行うことができる。

第八十七條に次の一項を加える。

8 第一項第二号の事業を行う連合会は、会員等のために、金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等の受託等を行うことができる。

定する金融先物取引等の受託等を行うことができる。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 金融先物取引等の受託等

第九条の八第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一号を加える。

五 第二項第十一号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法(昭和六十二年法律第九号)第二項第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

金融先物取引等の受託等をいう。

第九条の九第五項中「第三項から第五項まで」を「第三項から第六項まで」に改める。

(相互銀行法の一部改正)

第九条 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二項第三項に次の一号を加える。

十一 金融先物取引等の受託等

第二項に次の一号を加える。

六 第三項第十一号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法(昭和六十二年法律第九号)第二項第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

(信用金庫法の一部改正)

第十条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「次に掲げる金額」を「第五

条第一項に規定する政令で定める区分に応じ、政令で定める金額」に改め、同項各号を削り、同

条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一号

を加える。

2 前項の政令で定める金額は、信用金庫の会員にあつては五千万円、信用金庫連合会の会員にあつては十千万円をそれぞれ下回つてはなら

第五十三条第三項に次の一号を加える。

十 金融先物取引等の受託等

第五十三条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一号を加える。

九 第三項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法(昭和六十二年法律第九号)第二項第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう(次条第四項第十号において同じ)。

第五十四条第四項に次の一号を加える。

十 金融先物取引等の受託等

第五十四条第八項中「第九項から第十二項まで」を「第十項から第十三項まで」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十一条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六項第三項に次の一号を加える。

九 金融先物取引等の受託等

第六項に次の一号を加える。

五 第三項第九号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法(昭和六十二年法律第九号)第二項第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

(労働金庫法の一部改正)

第十二条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項に次の一号を加える。

十 金融先物取引等の受託等

第五十八條第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同

条第九項とし、同条第七項に次の一号を加え、同項を同条第八項とする。

八 金融先物取引等の受託等

第五十八條第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一号を加える。

6 第二項第十号の「金融先物取引等の受託等」

とは、金融先物取引法(昭和六十二年法律第九号)第二項第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう(第八項第八号において同じ)。

第九百一十條第十四号の二中「第八項」を「第九項」に改める。

(外国為替銀行法の一部改正)

第十三条 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第四項に次の一号を加える。

十 金融先物取引等の受託等

第六條に次の一号を加える。

7 第四項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法(昭和六十二年法律第九号)第二項第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

(銀行法の一部改正)

第十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項に次の一号を加える。

十一 金融先物取引等の受託等

第十條に次の一号を加える。

5 第二項第十一号の「金融先物取引等の受託等」とは、金融先物取引法(昭和六十二年法律第九号)第二項第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の三の次に次の一号を加える。

二十四の四 金融先物取引業の許可	金融先物取引法(昭和六十二年法律第九号)第二項第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。
金融先物取引業の許可件数	一件につき十五万円

(大蔵省設置法の一部改正)

第十六条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第九十七号の四の次に次の三号を加える。

九十七の五 金融先物取引所の設立の免許及び監督に關すること。

九十七の六 金融先物取引業(金融先物取引法(昭和六十二年法律第九号)に規定する金融先物取引業をいう。次条第三十五号の四において同じ)を営む者の許可及び監督に關すること。

九十七の七 金融先物取引業協会の監督に關すること。

第五條第三十五号の二の次に次の二号を加える。

三十五の三 金融先物取引所の設立を免許し、これを監督すること。

三十五の四 金融先物取引業を営む者を許可し、これを監督すること。

理由

金融の自由化、国際化の進展に対応して、国民経済の適切な運営及び金融先物取引等の委託者の保護に資するため、金融先物取引所の制度を整備するとともに、金融先物取引業を営む者の業務の適正な運営を確保することにより、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等を公正かつ円滑にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年五月十四日印刷

昭和六十三年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局